

第6章

各ステークホルダーの 評価と取組



6. 各ステークホルダーの評価と取組

(1) イントロダクション

本章では、SDGs達成に向けたステークホルダーの行動とその進捗をステークホルダー自身がレビューすることにより、90%を超える「SDGs」の認知度向上に至る経緯や、取組の実態を明らかにする。指標の検討では表しきれない定性的なデータを含めて政府外の批判的見地からレビューを行うことで、VNR全体として包括的に進捗を示したい。

本章のレビューの方法は以下のとおりである。SDGs推進本部円卓会議構成員が中心となり、それぞれの構成員が所属あるいは代表するステークホルダーに関する課題についてのレビューを行った。その後、適宜文章の統合や重複を避けるなどにより、編集作業を行った。なお、各セクションの主たる執筆担当者は以下のとおりである。全体監修は蟹江憲史構成員が担当し、最終的にはSDGs推進本部事務局と調整しつつ編集した。

目標やステークホルダーにより内容や分量には出来る限り偏りが生じないよう留意したものの、各ステークホルダーによる情報の偏りがあったことも事実である。データや情報の平準化は今後へ向けた課題の一つである。

全体監修：蟹江憲史構成員

(2) ステークホルダーによる17目標別評価チャートマップ：蟹江憲史構成員、井上雄介特任講師（慶應義塾大学）

同 目標別評価：稲場雅紀構成員、三輪敦子構成員、大西連構成員

(3) ステークホルダーによる取組 A. メディアの動向：蟹江憲史構成員、飯塚恵子構成員

協力：川廷昌弘氏

同 B-1ジェンダー：三輪敦子構成員、木村麻子構成員、則松佳子構成員

同 B-2ユース 2.1 千葉宗一郎構成員

2.2 本行紅美子構成員

同 C-1ビジネスの動向 3.1 ビジネス：西澤敬二構成員

同 3.2 中小企業：木村麻子構成員

同 3.3 ファイナンス：高梨雅之構成員、遠藤良則構成員

同	3.4労働組合:則松佳子構成員
同 C-2市民社会の動向	4.1稲場雅紀構成員、三輪敦子構成員、大西連構成員
同	4.2消費者:河野康子構成員
同	4.3労働組合:則松佳子構成員
同	4.4協同組合:比嘉政浩構成員
同 C-3研究教育機関の動向	5.1研究機関:蟹江憲史構成員、春日文子構成員
同	5.2文部科学省
同 C-4地方自治体の動向	6 片岡八束・地球環境戦略研究機関(IGES)研究員
同 C-5議会	事務局

(2)ステークホルダーによる17目標別評価

17目標別評価

これまでのSDGsの進捗状況について、グローバル指標に基づいて評価を行った。評価方法及び全体の傾向については以下のとおりである。

各SDGsターゲットに紐づくグローバル指標について、利用可能な最長期間のデータを対象とし、指標の直近の値が当該期間の平均値を上回っている場合に「改善傾向」、下回っている場合に「後退傾向」としてとした。直近の値と平均値の比較を行う際に、その指標が「ポジティブ指標(値が高いほど望ましい)」か「ネガティブ指標(値が高いほど望ましくない)」かを確認する必要がある。例えば、ポジティブ指標の場合は、直近値が平均を上回れば「改善傾向」、下回れば「後退傾向」とし、他方でネガティブ指標では、直近値が平均を上回ると「後退傾向」、下回ると「改善傾向」と評価している。この他、「達成」は到達水準に既に到達している場合、「未整備」はデータが取得できない場合を意味する。「-」は対象となる指標の傾向が判断できない指標であることを示している。

全体の傾向として、例えば目標3や目標6、目標9などでは多くのターゲットにおいて順調な進展が確認されたが、これらの目標の中でも下降傾向にあるターゲットについては、他の下降傾向が認められるターゲットについて同様、特に「誰一人取り残されない」理念の観点からの対策強化が求められる。また、ジェンダー平等(目標5)等の一部の分野では、上下の変動が多く、傾向が確認できない課題も見受けられる。特に細分化された分類によるデータの整備や公開、対象となる指標の選定により、透明性の高い進捗管理をおこなう事が今後必要だ。

1 貧困をなくそう	1.1.1	1.2.1	1.2.2	1.3.1	1.4.1	1.4.2	1.5.1	1.5.2	1.5.3	1.5.4	1.a.1	1.a.2	1.b.1			
				-			↓	↑			-	-				
2 飢餓をゼロに	2.1.1	2.1.2	2.2.1	2.2.2	2.2.3	2.3.1	2.3.2	2.4.1	2.5.1	2.5.2	2.a.1	2.a.2	2.b.1	2.c.1		
		↓	-	-	-	↑	↓	-	↑		↓	↓	-	-		
3 すべての人に健康と福祉を	3.1.1	3.1.2	3.2.1	3.2.2	3.3.1	3.3.2	3.3.3	3.3.4	3.3.5	3.4.1	3.4.2	3.5.1	3.5.2	3.6.1	3.7.1	3.7.2
	↑	↑	↑	↑	↑	↑	対象外	-	-	↑	↓		↑	↑	-	-
	3.8.1	3.8.2	3.9.1	3.9.2	3.9.3	3.a.1	3.b.1	3.b.2	3.b.3	3.c.1	3.d.1	3.d.2				
	-	↑		↓	↓	↑	-	↑		-	↑	↑				
4 質の高い教育をみんなに	4.1.1	4.1.2	4.2.1	4.2.2	4.3.1	4.4.1	4.5.1	4.6.1	4.7.1	4.a.1	4.b.1	4.c.1				
	-	-		↑	-	-	-	↓	-	-	対象外					
5 ジェンダー平等を實現しよう	5.1.1	5.2.1	5.2.2	5.3.1	5.3.2	5.4.1	5.5.1	5.5.2	5.6.1	5.6.2	5.a.1	5.a.2	5.b.1	5.c.1		
	-	-	-	-		-	↑	↑		-			↑	-		
6 安全な水とトイレを世界中に	6.1.1	6.2.1	6.3.1	6.3.2	6.4.1	6.4.2	6.5.1	6.5.2	6.6.1	6.a.1	6.b.1					
	↑		↑	-			↑	対象外		↓						
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.1.1	7.1.2	7.2.1	7.3.1	7.a.1	7.b.1										
		-	↑	↑	↓	↑										
8 働きがいも経済成長も	8.1.1	8.2.1	8.3.1	8.4.1	8.4.2	8.5.1	8.5.2	8.6.1	8.7.1	8.8.1	8.8.2	8.9.1	8.10.1	8.10.2	8.a.1	8.b.1
	↑	↑	-	-	-	↑	↑	↑		↓		-	-		↓	
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9.1.1	9.1.2	9.2.1	9.2.2	9.3.1	9.3.2	9.4.1	9.5.1	9.5.2	9.a.1	9.b.1	9.c.1				
		-	-	-	-		↑	↑	↑	↑	↑	↑				
10 人や国の不平等をなくそう	10.1.1	10.2.1	10.3.1	10.4.1	10.4.2	10.5.1	10.6.1	10.7.1	10.7.2	10.7.3	10.7.4	10.a.1	10.b.1	10.c.1		
	-	-		↑	-	-	対象外		-		-	対象外	↑			
11 住み続けられるまちづくりを	11.1.1	11.2.1	11.3.1	11.3.2	11.4.1	11.5.1	11.5.2	11.5.3	11.6.1	11.6.2	11.7.1	11.7.2	11.a.1	11.b.1	11.b.2	
			-		-	↓	↑	↑		↑			-			
12 つくる責任つかう責任	12.1.1	12.2.1	12.2.2	12.3.1	12.4.1	12.4.2	12.5.1	12.6.1	12.7.1	12.8.1	12.a.1	12.b.1	12.c.1			
	-	-	-	↑		-		-	-	-	↑					
13 気候変動に具体的な対策を	13.1.1	13.1.2	13.1.3	13.2.1	13.2.2	13.3.1	13.a.1	13.b.1								
	↓			↑			対象外									
14 海の豊かさを守ろう	14.1.1	14.2.1	14.3.1	14.4.1	14.5.1	14.6.1	14.7.1	14.a.1	14.b.1	14.c.1						
		↑	↓	-	-			↑								
15 陸の豊かさも守ろう	15.1.1	15.1.2	15.2.1	15.3.1	15.4.1	15.4.2	15.5.1	15.6.1	15.7.1	15.8.1	15.9.1	15.a.1	15.b.1	15.c.1		
	-	-	-		-	-	-				-	↓	↓			
16 平和と公正をすべての人に	16.1.1	16.1.2	16.1.3	16.1.4	16.2.1	16.2.2	16.2.3	16.3.1	16.3.2	16.3.3	16.4.1	16.4.2	16.5.1	16.5.2	16.6.1	16.6.2
	↑		-	-	↓	↓		-	↓							
	16.7.1	16.7.2	16.8.1	16.9.1	16.10.1	16.10.2	16.a.1	16.b.1								
	-		対象外		-	-										
17 パートナーシップで目標を達成しよう	17.1.1	17.1.2	17.2.1	17.3.1	17.3.2	17.4.1	17.5.1	17.6.1	17.7.1	17.8.1	17.9.1	17.10.1	17.11.1	17.12.1	17.13.1	17.14.1
	-	↑	↑	-	対象外	対象外		-		↑	↓	対象外	対象外	対象外	-	
	17.15.1	17.16.1	17.17.1	17.18.1	17.18.2	17.18.3	17.19.1	17.19.2								
			-			↑	対象外									

達成	未整備	改善傾向	後退傾向	傾向判断不可

以下では、各目標別に、SDGs推進本部円卓会議構成員が中心となり実施したステークホルダーによる進捗レビュー結果を提示する。

目標1¹³⁴



- ・ 国内における貧困の状況について、グローバル指標1.2.1、1.2.2に関するデータが提供されておらず、進捗評価が不可能な状態。貧困に関する政府としての定義と、それに基づく指標の設定がなされていないことについては、一貫して市民社会からの懸念が表明されている。グローバル指標1.3.1が求める属性別データが整備されていない状況も続いている。
- ・ 旧来の貧困や格差の課題に加え、インフレーション(インフレ)による物価高が家計を直撃し、低・中所得層の生活を圧迫している。生活苦と孤独・孤立の相乗効果により、多くの人々が「生きづらさ」を実感しており、そのことが社会の分断の助長にもつながっている。
- ・ 日本の開発協力政策において、貧困削減対策を重点化する必要性が市民社会によって指摘されている。

目標2



- ・ グローバル指標2.5.2(絶滅の危機にあると分類された在来種の割合)に関するデータの公表や、農業予算の拡充を含めた生産的で持続可能な農業を実現するための目標と指標の明確化が、市民社会によって求められている。
- ・ 特にアフリカの状況が厳しく、全人口の20%が栄養不足の状態と報告されており、女性が最も強い影響を受けている。日本の開発協力政策において、飢餓の防止及びターゲット2.4(持続可能な食料生産システムの確保)の実現に資する開発協力の重点化の必要性が市民社会によって指摘されている。
- ・ 食品ロスの削減は進捗が遅れており、喫緊の課題である。
- ・ 工業的農業から生態系と調和したアグロエコロジーへの転換や小規模家族農業への政策的支援、農家・生産者の生活や雇用の持続可能な創出、「権利としての食料」の確立に立脚した食料安全保障などは、進捗が遅れている。

¹³⁴ 各目標に関する参考資料として、SDGs市民社会ネットワーク(SDGsジャパン)『SDGsスポットライトレポート 2025』(2025 年)

- ・ 目標2の達成には平和の実現が決定的に重要である。戦争や武力紛争が食料供給に打撃を与えており、パレスチナ・ガザ地区を始め、スーダンなど、激しい戦争が続く地域では壊滅的なレベルと表現される飢餓が発生している。飢餓は最も明白な人道危機であり、緊急食料支援を始め緊急人道支援の強化の必要がある。

目標3



- ・ ターゲット3.4(非感染症疾患減少と精神保健福祉促進)について、LGBTQ¹³⁵を始め、脆弱な状況におかれたコミュニティにおけるメンタルヘルスの課題は深刻である。複数の研究で、LGBTQ青少年の自殺念慮・未遂・自傷行為は非LGBTQの3～5倍程度高く、その理由として孤独・孤立、学校や職場でのいじめ、LGBTQに関する適切な情報へのアクセスの不足などが挙げられている。同様にLGBTQユース層における気分障害・不安障害も非LGBTQよりも3～7倍高い。
- ・ 社会保障制度の発達により、日本は多くの国々と比較して相対的にUHCの達成に近い状況にある。しかし、特に脆弱性を抱え差別・偏見の対象となりがちな人口・社会グループは医療アクセスに問題を抱えている。精神疾患については、長期入院の課題が継続しているほか、根深い差別・偏見もあいまって、必要とされる質の高い医療へのアクセスに困難がある。薬物依存も同様の課題を抱える。在留資格がない、又は短期滞在資格で滞在している外国人はほとんどの社会保障制度の対象になっておらず、緊急医療を含め、必要とする医療へのアクセスが制度的に保障されていない。
- ・ 社会保障制度に関する教育や情報普及の不足や、制度申請に関連する労力や心理的プレッシャーなどにより、脆弱性が高いほど、医療アクセスへの障害は高くなり、より労力がかかるという状況が存在している。
- ・ 高齢化・少子化など人口構成の変化で社会保障の持続可能性が問われてきたところに、コロナ後のインフレによって、多くの世帯で可処分所得が減少し、税や社会保障費の支払いに関する不満が表面化している。
- ・ 感染症対策については、HIV¹³⁶対策が象徴的である。90年代末以降に導入されたHIV陽性者の障害者認定やコミュニティとの連携による予防・医療・ケア対策が功を奏し、全般的に対策は高い効果を上げている。一方で、2000年代以降のHIV関連の研究開発の成果である「曝露前予防内服」(PrEP)や「予防としての治療」(TasP)といった効果的な新規技術の実装が開発途上国を含む諸外国に比べて遅れており、目標の達成に支障が生じている。感

¹³⁵ LGBTQ とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クイア (Queer)、クエスチョニング (Questioning)の頭文字をとったもので、これらの人々を含む幅広い性的少数者の人々を指す。

¹³⁶ HIV: Human Immunodeficiency Virus

染症対策全体として、制度の新設や柔軟な運用によって、新規技術の実装を積極化することが求められる。

目標4



- ・ ターゲット4.1(初等中等教育)に関し、小中学校における不登校児童・生徒数は2023年度、34万6,482人と過去最高を記録。小中高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数、暴力行為の発生件数も過去最高を記録するなど、教育の質には深刻な課題が存在する。
- ・ ターゲット4.5(教育への平等なアクセス)について、外国につながりがある小中学校就学年齢の子どもの5.7%に不就学の可能性がある(文部科学省 2024)。「外国籍の子の保護者に対する就学義務はない」(文部科学省)との見解が背景にある。また、通常の教育から分離された形で教育を受けている児童生徒数(特別支援学校及び特別支援学級在籍者数)が増加しており、インクルーシブ教育の推進には深刻な課題が存在している。
- ・ 学習指導要領に「持続可能な社会の創り手の育成」が明記されたことによりターゲット4.7(持続可能な開発のための知識技能の習得)は進展した。

目標5¹³⁷



- ・ 全ての目標の横串となるジェンダー平等は十分に進展していない。このことは、世界経済フォーラムが毎年発表している「ジェンダー・ギャップ指数」における日本の順位が2024年には146か国中118位であり、110-120位程度に低迷し続けていることから明らかである。
- ・ 婚姻最低年齢が男女とも18歳になった。しかしながら、選択的夫婦別氏はいまだ導入に至っておらず、同性婚も導入に至っていない。
- ・ ジェンダーに基づく暴力への対応では、各都道府県にワンストップセンターが設置されてきた。一方で、先駆的活動を展開してきた大阪府の「性暴力救援センター・大阪SACHICO」が存亡の危機にさらされる状況であったなど、十分なサポートが存在するとは言いがたい。さらに、デジタル暴力が女性と少女に対して、より大きな影響を与えている。

¹³⁷ 参考資料: 日本女性監視機構(Japan Women's Watch: JAWW)『JAWW NGOLレポート 北京+30に向けて』(2024年)

- ・ 性と生殖に関する健康と権利を保障する低用量ピル、緊急避妊薬、経口中絶薬等へのアクセス提供が大きく遅れている。
- ・ 女性の政治参加を促すために他の多くの国で導入されている暫定的特別措置は導入されていない。日本版パリテ法と称される「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が2018年に施行されたのは画期的だったが、理念法にとどまり実質的な進展に結びついていない。
- ・ 当事者団体と研究機関が実施した調査によると、トランスジェンダーの失業率や非正規雇用率は非LGBTQよりも3倍程度高く、年収200万円未満の低所得層の割合も3～5倍程度高い。

以下では、ターゲット毎のレビュー結果を示す。

- ・ ターゲット5.1(差別の撤廃)について、日本では、憲法第14条に一般的な反差別条項が含まれ、各分野における不当な差別には個別法による救済が図られてきている。しかし、差別を定義した上で差別を禁じる包括的な法律が存在せず、女性差別撤廃委員会を含む、国連の様々な条約委員会から繰り返し勧告を受けている。女性差別撤廃条約が規定するように、結果の平等を視野に入れた実質的平等の実現、また過去の歴史的な差別や不平等の結果として現在も残る不平等を解消するための暫定的特別措置(ポジティブ・アクション)の導入を含め、あらゆる形態の差別を解消する立法と施策が求められる。女性だけに課されていた民法における再婚禁止期間の廃止、男女の婚姻最低年齢の統一、嫡出推定制度の見直し等が実現したことは進展したといえる。在日コリアン、被差別部落、障害者、アイヌ、移民女性等が経験する交差的で複合的な差別は依然として課題であり、これらの女性に対するヘイトスピーチへの対応が求められる。
- ・ ターゲット5.2(あらゆる形態の暴力の排除)について、性行為における同意の有無を問題にする不同意性交等罪への刑法改正、性交同意年齢の13歳未満から16歳未満への引き上げ、夫婦間性暴力や監護者による子への性暴力の犯罪化、レイプの親告罪要件の撤廃等は進展した。また、2023年に成立した改正DV防止法において、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象を拡大、電話等禁止命令の対象行為にSNS等の送信等を追加、保護命令違反の罰則強化、オンライン申請等が規定されたことも進展したと評価できる。一方、同法に関しては、緊急保護命令制度がないこと、同居していない相手とのDVはカバーされないこと、保護命令違反以外にDVを犯罪として禁止したり罪を加重する制度が存在しないことは課題として残る。また緊急避難が必要な場合の公的緊急保護シェルターへのアクセスが容易でないという課題も存在する。
 - 2018年以降、各都道府県に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップセンターが少なくとも1カ所設置されたことは進展だが、センターの根拠法がないこと等が理由になり、各センターの支援内容には差があるのが現状。社会的地位や優位な立場を利

用した性暴力、セクハラが女性、男性を問わず発生している実態が明らかになっている。子ども時代の被害を含め、被害者／サバイバーが正義を回復するためには企業、メディア、芸能業界、そして社会の意識等、克服すべき課題は未だ多い。また、デジタル暴力への対応が深刻な課題となっている。ネット上の嫌がらせ／いじめ、リベンジポルノ、セクストーション、ドクシング、トローリング、ディープフェイク、ネットストーカー、盗撮等、SNSを使ったデジタル暴力では、女性と少女がより大きな被害を被っている。

- 若年女性や性暴力被害者の支援団体が執拗かつ大規模で根拠のないオンライン攻撃を受け、活動が制限された事例も存在する。移民女性がDV被害を訴えた場合には在留資格にかかわらず婦人相談所に協力を求めるとする内部規則が顧みられずに、DV被害者が収容され、適切な医療を受けられないまま死亡するという事件が発生している。在留資格にかかわらず移民女性を暴力から保護する制度の確立が課題である。
- ・ ターゲット5.3(有害な慣行の撤廃)について、教育におけるジェンダー平等にも課題が存在。進学率や専攻分野における男女間格差は存続し、学校管理職に占める女性の割合は低い。「隠れたカリキュラム」として機能する、固定観念に基づいた進路指導も報告されている。
- ・ ターゲット5.4(公共のサービス・社会保障政策の提供、無報酬の育児・介護や家事労働の認識・評価)について、男性が無償の家事関連労働に従事する時間(総務省2021年社会生活基本調査)は女性の4分の1程度であるなど、依然として大きな格差が存在しており、女性の平等な経済参加に影響を与えている。女性の年齢別労働力参加率に関するM字型カーブは解消しつつあるが、第一子が生まれる際に約3割の女性は仕事を辞めている。女性と男性の両方が家庭責任・ケア責任と労働を両立できる環境を推進する施策や社会保障制度が求められる。また、OECDの定義に基づく相対的貧困率(厚生労働省国民生活基礎調査)は女性16.9%、男性13.8%と女性が男性を上回る。特に高齢女性の貧困リスクが高く(男性16.6%に対し女性22.8%)、女性が多くを占めるひとり親世帯の貧困も深刻であり、「貧困の女性化」が顕著となっている。
- ・ ターゲット5.5(政治・経済・公共分野への助成の参画とリーダーシップ)について、2024年の衆議院選挙を経た女性議員比率は15.7%、参議院で25.4%であり、依然として課題が大きい。「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は制定されたが、強制力がないため、具体的な変化は起こっていない。平等な政治参加を促進するために世界各国で導入されているクォータ制やパリテを始めとする暫定的特別制度にも、政府・世論ともに積極的ではない。閣僚に占める女性比率は2023年9月の第二次岸田第二次改造内閣では史上最多の5名(25%)だったが、2024年の第二次石破内閣では2名(10%)に後退した。
- ・ ターゲット5.6(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(SRHR)への普遍的アクセスの確保)について、女性が主体的に使うことができ、G7を始め他の多くの国で容易に(国によっては無料で)入手が可能な、低用量ピル、IUD、緊急避妊薬を始めとする多様な近代的避妊法へのアクセス、そして意図しない出産を防ぐ手段の導入が遅れている。202

3年に厚労省で承認された経口中絶薬を使用する医療機関はいまだ限られている。また、現在でも刑法堕胎罪が存在し、人工妊娠中絶が刑事罰の対象となっているという課題も存在している。母体保護法は中絶や不妊手術を受ける際に原則配偶者の同意を必要としており、中絶や不妊手術の際には、母体保護法が規定する他の条件もクリアする必要がある。

- 包括的性教育の公教育への導入が進んでおらず、性教育の実践に関する「はどめ規定」が存在するなど、パートナーとの平等な関係に基づいた性教育の普及に深刻な課題が存在している。ターゲット5.2にも深く関連する課題である。
- 旧優生保護法を違憲とする2024年最高裁判決は、女性障害者団体を含む障害者団体の活動の成果であり、性と生殖に関する権利の観点からも重要な進展である。旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けた方に対する補償法が2025年1月17日に施行されたが、同法に関する周知を徹底し対象者に救済が提供されることが求められる。
- 一方、妊娠・出産を理由とする技能実習生の解雇や強制帰国が問題となっており、それを恐れた末の孤立出産や遺棄が発生している。2023年の政府通知等に基づき、妊娠等を理由とする技能実習生の不利益取り扱いの禁止の徹底が適切に実施される必要がある。

目標6



- ・ ターゲット6.1(飲料水へのアクセス)に関し、これまで高い水道普及率を誇っている。ただし、水道インフラの老朽化並びに漏水・破損事故の増加への対応は喫緊の課題であり、これに伴う水道料金の値上げや水質の悪化が発生しないようにする必要がある。幾つかの自治体で水道水から高濃度のPFAS¹³⁸が検出されている。調査と対応、そしてグローバルな基準を踏まえた適切な規制の導入が必要である。
- ・ 日本は、この分野の最大のドナー国として国際的に貢献してきているが、その多くは中所得国向けの大型インフラ支援である。飲料水や衛生設備の普及が十分でない低所得国への支援増額が求められる。

¹³⁸ 有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称

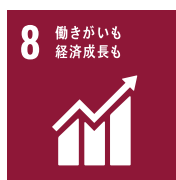
目標7

- ・「脱炭素先行地域」、ZEB¹³⁹、ZEH¹⁴⁰などへの支援は評価できる一方で、温室効果ガス削減の道筋を示す政策は十分ではない。エネルギー基本計画と、2050年の日本のネット・ゼロ及び世界の1.5℃目標との整合性は不明確である。
- ・相対的貧困世帯には高齢世帯が多い現状を踏まえ、気候変動対策とエネルギー貧困対策の両立が課題。
- ・開発途上国における日本の再エネ・省エネ導入支援は評価できる。一方、火力発電所への支援がもたらすCO₂排出等には十分な対応が必要とされる。



目標8

- ・低賃金かつ不安定な雇用条件での労働に従事する非正規雇用労働者は全労働者の37%前後に上る。
- ・非正規雇用労働者の67.9%は女性で、不安定雇用は女性に偏っている。また一般労働者に関し男性の給与を100とした場合、女性は74.8となっている。これらは構造的な「貧困の女性化」につながっている。多くの雇用裁判からもターゲット8.5が規定する同一価値労働同一賃金が課題となっている。
- ・グローバル指標8.5.1(労働者の平均時給)及び8.5.2(失業率)は障害者の雇用に関するデータを求めているが、政府は公表していない。私企業における障害者雇用は増加しているものの、不安定で低賃金な福祉的就労に就いている場合が多く、障害者の79%が相対的貧困レベル以下となっている。障害者の生活保護受給率は障害がない人の約7倍以上との報告がある。
- ・ターゲット8.7(児童労働の撤廃)については、日本国内における児童労働の定義の共通認識の醸成、データ収集、国内行動計画の策定が課題である。また、児童買春・児童ポルノ禁止法、風俗営業適正化法などが適用された事案が含まれることに留意した対応が必要である。警察庁は2021年に2,969件の児童ポルノ事件を送致している。
- ・ターゲット8.8(労働者の権利保護)については、国内外から批判されてきた技能実習制度に代わり育成就労制度を新設した。外国人(移民)労働者の権利保障に結びつくかどうか注視する必要がある。



¹³⁹ ZEB:Net Zero Energy Building

¹⁴⁰ ZEH:ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

目標9



- ・ターゲット9.1(持続可能なインフラ)に関し、日本はこれまで「100%達成している」と評価されてきたが、インフラの老朽化を原因とする事故が近年生じている。加えて、気候変動による激甚災害の増加による事故の増加、広域化、深刻化が懸念される。2024年1月に発生した能登半島地震のような過疎地、遠隔地で発生する大規模自然災害に当たっての緊急支援の提供や復旧・復興支援への多大な影響も想定され、早急の対応が必要とされる。

目標10



- ・グローバル指標10.2.1(中位所得の半分未満で生活する人口の割合)については、年齢・性別データは示しているものの障害の有無に関するデータは公表していない。
- ・ターゲット10.3(機会均等と成果の不平等の是正)に関しては、部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法を適切に実施することにより、差別事象への対応と差別の解消に向けた取組を引き続き進めることが肝要である。またアイヌについてはアイヌ施策推進法、性的指向・性自認・ジェンダー表現・性的特徴(SOGIESC)については理解増進法が制定されているが、差別対応がなお必要である。個別法に基づく人権救済の状況を注視しつつ、国内人権機関の設置を早急に検討することが求められる。
- ・ターゲット10.7(責任ある移住や流動性促進)については、外国人労働者に頼ることで成り立っている産業や業種があるにもかかわらず、住居差別を含む様々な差別事象が発生している。
- ・2020年以降、パンデミックやウクライナ危機によるエネルギーや食料価格の高騰により所得格差は広がっており、日本も例外ではない。ジニ係数は1980年代以降、増大しており、OECDの定義に基づき厚生労働省が公表している相対的貧困率は15.4%と先進国で最悪レベルにある。

目標11



- ・グローバル指標11.1.1(スラム、インフォーマルな居住地及び不適切な住宅に居住する都市人口の割合)について、政府は「データがない」としているが、厚

生労働省はホームレスの実態に関する調査結果を公表しており、代替データとして検討の余地がある。

- ・他の目標同様、属性別データの整備が課題である。例えば、グローバル指標11.2.1(公共交通機関へのアクセス人口)については障害者に関するデータが存在しない状況。中山間地域や過疎地におけるデータも公表されていない。「データがない」とされるグローバル指標11.3.2(都市計画及び管理への市民社会の直接参加都市の割合)に関しては、幾つか先進事例が生まれている。
- ・ターゲット11.5(災害による死者や被災者数の大幅削減)に関し、2024年1月の能登半島地震では関連死が直接死を上回るなど、震災後の対応、特に避難生活への支援方法に大きな課題が残る。
- ・防災会議への女性の参加は都道府県で21.8%、市区町村で10.8%にとどまっている。
- ・グローバル指標11.6.2(都市部における微粒子物質)のPM2.5¹⁴¹の数値は依然として高めである。

目標12

- ・ターゲット12.3(一人当たり食料廃棄半減)に関し、食品ロス量が2022年度に過去最小を記録したことは進展ではあるが、食品ロスによる経済損失は4兆円、温室効果ガス排出量は1,046万トン-CO₂と推計されており一層の努力が必要である。
- ・2023年、公共調達契約に人権尊重条項が入るようになったのは前進といえる。条項への誠実な対応が求められる。



目標13

- ・気候変動対策として策定した次期国別削減目標に関し、世界全体の1.5℃目標との整合性が不可欠である。CO₂削減には再生可能エネルギー促進政策と化石燃料利用削減政策が必要であり、また水田由来のメタン排出削減策やフロン回収対策を強化する必要がある。



¹⁴¹ 大気中に浮遊している 2.5μm(1μm は 1mm の千分の 1)以下の小さな粒子のこと。

- ・脆弱性の高い集団を含めた適応策を国内外で推進していく姿勢は評価できる。ただ、高齢者、障害者、生活困窮者等への具体的な適応策が明確ではない。開発途上国支援においても、女性、子ども、移民、先住民族等を含めたレジリエンス強化策の実施が求められる。
- ・「緑の気候基金(GCF)」等におけるジェンダーに関する取組を支援するなど気候危機への対応に当たりジェンダー視点に立った支援を提供してきている。一方で、国連気候変動枠組条約締約国会議での日本政府代表団に占める女性交渉官は2018年の33名から2021年に44名まで増加したものの、代表団全体に女性が占める割合は28%から25%に減少している。

目標14



- ・ターゲット14.1(海洋汚染の防止・削減)に関し、日本の一人当たり容器包装プラスチックの排出量は世界第2位である。適切な処理・リサイクル・循環利用が促進されているという強みを活かし、プラスチック条約の採択に積極的に関与したい。
- ・ターゲット14.4(水産資源の最大持続生産量への回復)や14.6(過剰漁獲につながる漁業補助金廃止)は進展している。
- ・ターゲット14.5(沿岸域及び海域の保全)に関し、国連海洋法条約の下で成立した国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定(BBNJ協定)(「公海」条約)は、ターゲット15.c(保護種の密猟及び違法な取引への対処支援強化)にも関連する協定であり、政府の批准が望まれる。

目標15



- ・ターゲット15.7(密猟及び違法取引をなくす)の野生生物の移動については、明確な進展が見られない状況。野生生物の違法取引については、昆虫や両生類、は虫類がペットとして輸入されている実態があり、規制が不完全である。
- ・ターゲット15.8(外来種の侵入防止)については、外来種の侵入経路特定のための国際協力は前進しているものの、早期発見・対応体制の整備が課題である。

目標16



- ・ 24のグローバル指標のうち、10について政府は「データがない」としており早急に改善する必要がある。
- ・ ターゲット16.2(子どもへの暴力撤廃)に関し、日本政府が2024年11月にコロンビアで開催された「第1回子どもに対する暴力撤廃グローバル閣僚会議」に出席し、自国のプレッジや国際枠組みへの賛同を表明し積極的に関与していることは評価できる。これを踏まえ、「子どもに対する暴力撲滅行動計画(2021年)」の見直しでは、更なる成果を生む計画の策定が求められる。
- ・ ターゲット16.5(汚職や贈賄の大幅削減)に関して、OECD贈賄作業部会の対日審査報告書では、外国公務員賄賂事案への対応の欠如が報告されている。
- ・ グローバル指標16.7.1(国全体における分布と比較した、国・地方の公的機関における性別、年齢別、障害者別、人口グループ別の役職の割合)、16.7.2(国の政策決定過程が包括的で応答性を持つと考える人の割合)では性別以外の属性別データが公表されていない。
- ・ グローバル指標16.a.1(国内人権機関の存在の有無)については国連の条約委員会等から何度も勧告を受けており、個別法に基づく人権救済の状況を見定めつつ、早急に検討することが求められる。
- ・ グローバル指標16.b.1(過去12か月の間に差別又は嫌がらせを感じたと報告した人口の割合)については、日本では憲法第14条が一般的な反差別条項を含むほか、各分野における不当な差別に対し、個別法による救済に取り組んでいるところであるが、差別を定義した上で差別を禁止する包括的な法律がない。様々な属性を持つ人たちが経験する差別への適切な対応が求められる。
- ・ 地方自治体レベルでは同性パートナー認証制度の導入が進み、地方自治体の福祉や権利保障の対象となるケースも増えているが、国レベルでの同性間パートナーの法的保護や社会保障へのアクセスの保障、差別の禁止などの制度はない。また、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(いわゆる「理解増進法」)は2023年に成立したが、基本計画の策定等のめどは立っておらず、国レベルで導入された施策も厚生労働省の労働行政などの一部にとどまっている。

目標17



- ・ 日本のODAのGNI比は0.44%(2023年)、後発開発途上国(LDC)向けODAのGNI比は0.12%(2023年)でいずれも上昇傾向にある。日本は200

0年以降、国際保健政策の形成に指導力を発揮するとともに、グローバルファンド(世界エイズ・結核・マラリア対策基金)やGaviアライアンス等、保健分野の多国間協力に資金的・技術的に多大な貢献を行い、世界的にも評価されてきたが、新型コロナウイルス感染症パンデミック下では、更に保健分野の多国間協力や開発途上国の資金流動性確保のための援助を拡大した。このことはより高く評価されるべきである。インフレや「複合的危機」下でのODA削減トレンドに追随せず、過酷な状況であるからこそ、国際連帯の旗を降ろすことなく世界に範を示すことで、日本はグローバルサウス諸国の信頼を高めることができる。一步進んで、ターゲット17.2に基づき、ODAのGNI比0.7%、LDC向けODAのGNI比0.15-0.2%に向け、年限付き目標を立てることが望ましい。

- ・ 一般会計予算でのODA(二国間贈与(無償資金協力・技術協力)、多国間協力、円借款の財政基盤強化のための資金等)については、過去10年ほどは5,500億円から5,700億円で微増減を繰り返しており、OECD統計における日本のODAの増額は、主に経済開発を重点とする借款によって実現している。NGOによるODA実施額は、NGOによる資金ニーズが増大しているにもかかわらず変化しておらず、割合もDAC諸国の平均は約8%のところ、日本は1%と、他のOECD-DAC諸国に比べて低い。新型コロナウイルス感染症やインフレ・債務危機による社会開発の後退を取り返し、低所得国の貧困層など最脆弱層の状況を改善するためには、一般会計予算でのODAを増額し、社会開発や人道支援を拡大する必要がある。実際、開発途上国の経済開発に関わる資金が多様化しているところ、ODAの、より大きな割合を、これらの資金が選好しない後発開発途上国の社会開発や最脆弱層の民生向上に充てていく必要がある。開発途上国のエネルギー転換の促進についても、脱炭素化をより積極的に推進する必要がある。
- ・ 深刻化する開発途上国の債務問題の解決や資金流動性の拡大のための短期資金の供給について、日本が先進国の中で積極的な立場をとっていることは評価できる。一方、グローバル・パートナーシップの強化や国家間の不平等の是正(目標10)に向けて、先進国・開発途上国の二分法を越え、国連を軸とする国際金融アーキテクチャーのグローバルな民主化に大胆なリーダーシップをとることが求められる。

(3)ステークホルダーによる取組の評価

A. メディアの動向¹⁴²

国連がSDGsの認知を高めるため立ち上げたイニシアティブ「SDGメディアコンパクト」は5大陸160カ国で約400メンバーが登録しているが、日本は220社(2024年3月現在)と世界の半数を超え最多となっている。日本におけるSDGsの浸透はメディアの影響が他国と比べて大きいのが特徴だといえる。例えば、国連広報センターが国内の「SDGメディアコンパクト」登録メディアに呼びかけた気候変動キャンペーン「1.5℃の約束」は、毎年NHK+民放5局による特別番組を始め多くの国内メディアが企画を実施している。こうしたことは世界に類をみない。

朝日新聞「第10回SDGs認知度調査」(2024年4月)では全国で「SDGsという言葉を知ったことがある」と回答した人は88.7%。2020年から新学習指導要領が実施され、10代では「SDGsを知ったきっかけ」として「学校で学んだ」とする人は55.0%(全体は7.9%)と極めて高い。博報堂「生活者のサステナブル購買行動調査2024」(2024年8月)ではSDGsの「内容までよく知っている」は10代が30.0%、20代14.3%、30代9.1%、40代6.6%、50代6.7%、60代6.2%、70代5.1%と10代が群を抜いており、学校の授業などで学んだ成果がうかがえる。こうした動向を勘案すると、メディアを通して全国の多世代へSDGsが広く浸透した可能性は高いものの、より深い知識を得るのは教育機会であると推察される。

以下、具体的に主要5メディアの状況をみていく。

①新聞

社会性、信頼性が高いメディアで、国内の新聞社は一般紙やスポーツ紙など100紙を超えており、ここでは中央紙(5紙)、ブロック紙(3紙)、地方紙の区分で主な具体例を挙げる。

中央紙:率先して取組を開始した朝日新聞、企業経営層への圧倒的な影響力を発揮した日経グループ、多くの読者層へ影響力を発揮した読売新聞、毎日新聞、産経新聞。それぞれが日常的、短期集中的にSDGsを発信したことで、全国の幅広い層への浸透の鍵となったと考えられる。

主な具体例として、朝日新聞社は、2017年1月にいち早く国内のビジネス経営層に影響力のあるジャーナリスト国谷裕子氏を起用した企画「SDGs国谷裕子さんと考える」を開始した。インパクトは大きく、「2030 SDGsで変える」紙面展開や「SDGs ACT

¹⁴² メディアの動向については、朝日新聞社、日経グループ、フジテレビ、博報堂 DY メディアパートナーズの協力の下、川廷昌弘氏に執筆の協力を得た。

ION!」という新聞社の強みを活かした情報サイトの構築、学生アワードを実施するなど、紙面約365万人、ID登録者約659万人へリーチした。

日経グループは、経営層へのアクセスの強みを活かし2018年よりSDGsの取組を発信する「日経SDGsフォーラム」を立ち上げ大手企業26社が参加。サステナビリティ経営の支援サービスやSDGsと事業のマッチング分析を実施。2019年から開始したSDGs経営を総合的に評価する「日経SDGs経営調査」と「日経SDGs経営大賞」の実施など、経済界への影響が極めて大きい。

読売新聞社は、NHKの人気キャラクター・チョコちゃんをSDGs企画に起用。週刊の「読売中高生新聞」では、2020年4月から毎月SDGsに取り組む全国の学校を取り上げる「SDGs新聞」のページを連載。中高生を主役にした報道が若者の取組を励まし、家族や友人にもSDGsを幅広く普及する啓発につなげている。

毎日新聞社は連載「ともに・共生社会へ 未来をつくるSDGs」「SDGs・未来のために」を展開、産経新聞社は、「SDGs 今、未来のために」シリーズ企画を展開している。

- ・ ブロック紙:複数の自治体をカバーし地域に根強い読者を持ち、エリアにおけるSDGsローカル化の浸透に貢献したと考えられる。具体的には、北海道新聞社はオリジナルのアイキャッチ「SDGs持続可能な未来へ」を使用し、地域産業や身近な課題を事例として発信。中日新聞社は「みんなではじめるSDGs」で、SDGsに高い関心を持ち目標達成に取り組む人材をナビゲーターとして起用し、企業・教育機関、業界団体などの支援を受け、読者目線で地域の取組を取材発信。西日本新聞社は、SDGsに取り組む福岡の企業団体への取材を通して、子どもたちと未来について考えるプロジェクト「未来をつくろう Make Fukuoka SDGs」を発足させた事例などがある。
- ・ 地方紙:独自のSDGs紙面企画により地域の衣食住など身近な題材を取り上げることでSDGsの自分ごと化に貢献した。具体的な企画名を羅列すると、東奥日報社「わたしたちのSDGs～青森の取組、世界へ届け!～」、秋田魁新報社「SDGs from Akita」、岩手日報社「SDGsでいわてから未来を変えよう!」、山形新聞社「山形SDGsアクション」、河北新報社「みやぎSDGs Farm」、福島民報社「ふくしまSDGsプロジェクト」、神奈川新聞社「共に未来へ2030」、山梨日日新聞社「やまなしSDGsプロジェクト」、新潟日報社「SDGsみらいの大人応援プロジェクト」、信濃毎日新聞社「NAGANO SDGs PROJECT」、北國新聞社「ひとtoみらい」、京都新聞社「京滋SDGsプロジェクト」、神戸新聞社「HYOGO SDGs Hub」、中国新聞社「All for SDGs HIROSHIMA」、徳島新聞社「とくしまSDGs Action」、大分合同新聞社「未来を創るおおいたSDGs」、熊本日新聞社「くまにちSDGsアクションプロジェクト」、南日本新聞社「SDGsかごしま」、琉球新報社「沖縄からSDGs」などである。

②テレビ

映像メディアであるテレビは、メディアの中でもリーチは最大の効力を持ち、SDGsの具体的なイメージを伝える効果は大きい。地上波キー局や地上波主要都市(大阪・名古屋・北海道・福岡)の局、地方局の主な具体例を挙げる。

キー局のネットワーク番組では、SDGs及びその事例を全国に分かりやすく発信した。NTVは「Good for the Planet」と題して「地球にいいことは人にいいこと」と捉え、テーマソングを制作し企画のサポーター、キャラクター、アナウンサーを設定、報道・情報・バラエティ番組などでSDGsの17目標をカバーする試みを行なっている。TBSは「地球を笑顔にするWEEK」と題し芸能人、著名人、アナウンサーなどを「TBS SDGs大使」に起用し、企業のSDGsの取組などを紹介、日本各地や世界で実際にアクションを起こしている人に焦点をあて、テレビ・ラジオ・BSなどで展開している。フジテレビは、2018年7月より世界初のSDGsのレギュラー番組「フューチャーランナーズ」の放送を開始。毎週SDGsの課題解決に取り組む個人や団体を紹介。放送は首都圏のみだが、公式サイトでアーカイブ化し全国に波及。放送時から英語字幕を付けて放送し、国連本部でも報告している。テレビ朝日はテーマを深掘りできるBS局で「バトンタッチ～SDGsはじめてます～」で、SDGsに関心を持っている視聴者に情報を発信している。

広域自治体をカバーする主要都市(関西・中部・北海道・福岡)にある局は地域への影響力が大きくSDGsのローカル化に貢献している。主な具体例として、関西地区では、読売テレビ「YTVサステナビリティプロジェクト」、毎日放送「MBS SDGs PROJECT」、関西テレビ「カンテレSDGs」、朝日放送「アスマライweek」と個別展開、名古屋地区では民法5局による「SDGs実践中」合同企画を展開のほか、東海テレビ「地域からSDGsを考える！ミライのニュース」、テレビ愛知「SPORTS SDGs」を実施、福岡ではRKB毎日放送「未来をつくろうMake Fukuoka SDGs」、北海道放送「SDGs北海道から未来へ」などがある。

地方局は地域の課題や衣食住など視聴者にとって身近なニュースや話題を取り上げることでSDGsの自分ごと化を推進した。主な具体例はNTV系列「Good for the Planet」、TBS系列「SDGs WEEK」などネットワーク企画に呼応した地域企画や、SDGsに取り組む企業紹介、次世代の取組紹介などを、独自のニュース、情報番組で取り上げている。

③ラジオ

自宅やオフィス、買い物やレジャーなど多様な状態で接触、またPodcast人気に伴い次世代の接触が高まっており、FM局とAM局ともに全国ネットワークでのSDGsの普及、地方局では身近なテーマで多世代に対して地方におけるSDGsの浸透と推進に貢献した。主な具体例を挙げる。

全国ネットワークのFM局は、J-WAVEでは未来は私たちの想像力と選択が作るもの！とし「FUTURE IS YOURS Imagine & Choice」をキーワードに多様な番組から発信、TO KYO FMでは「サステナ・デイズ」、AM局は、ニッポン放送では「SDGs MAGAZINE」や、フジテレビとBSフジ3社で「楽しくアクション！SDGsプロジェクト」を展開。文化放送では「SDGs Voice あなたの声をみんなの声に」として国内の取組を題材にイベントや番組で発信。ラジオNIKKEIはビジネスパーソン向けの「ESG A to Z」を発信するなど、それぞれの持つ多様なリスナー層にリーチした。

地方局では、北海道の農業の未来を考えるため、FM北海道とFM NORTH WAVEの合同企画「SDGs×北海道農業～Sustainable Hokkaido」を始めSDGs企画を実施したのは、FM局では、FM青森、FM岩手、FM山形、山形放送、FM秋田、FM仙台、FM群馬、FM栃木、FMヨコハマ、Bay FM、FM新潟、FM長野、FM富士、FM静岡、FMとやま、FM福井、Zip FM、FM Gifu、FM Aichi、FM三重、FM滋賀、FM大阪、FM802、Kiss FM、FM山陰、FM山口、FM香川、FM愛媛、FM徳島、CROSS FM、LOVE FM、FM長崎、FM鹿児島、FM沖縄が、AM局では、ラジオ日本、北海道放送、秋田放送、山形放送、東北放送、ラジオ福島、新潟放送、信越放送、山梨放送、静岡放送、北日本放送、北陸放送、福井放送、CBCラジオ、東海ラジオ、岐阜放送、KBS京都、ABCラジオ、MBSラジオ、ラジオ大阪、ラジオ関西、山陽放送、山陰放送、中国放送、山口放送、西日本放送、南海放送、四国放送、高知放送、RKB毎日、九州朝日放送、長崎放送、大分放送、熊本放送、宮崎放送、南日本放送、琉球放送と、ほぼ全自治体の地方局が地域課題などを題材に発信し、SDGsの「地域ごと化」に貢献した。

④雑誌

多世代読者の興味関心領域に対応する多様なビークルから伝えることで、読者のSDGsの自分ごと化に貢献している。小学館、講談社、集英社、扶桑社、光文社、マガジンハウス、ハースト婦人画報社、主婦と生活社、日経BP、朝日新聞出版など国内の主要な出版社が積極的に人気雑誌でのSDGs企画やムック本を出版。例えばファッション、ライフスタイル系では一冊丸ごとSDGs本を企画する「FraU」を始め「ELLE」「ESSE」「SPUR」「STORY」「Hanako」が踏み込んだ丁寧な記事を掲載し、アウトドア系では老舗の「BE-PAL」などが積極的にSDGsの特集や記事を発信している。

以上主要4メディアで挙げた事例には、SDGメディアコンパクトに参加していないメディアも多くあり、日本のメディアが積極的にSDGsを取り上げていることが分かる。その背景には、SDGsの機運の高まりからビジネス機会の獲得やブランディングも挙げられるが、事業会社の社会責任としての人権や資源、排出CO₂対策などのほか、地域メディアの使命、地域課題との向き合い、災害経験、自治体の支援、そして取り上げるテーマとの関連性など、主体的な理由

があることを挙げるメディアが多い。SDGsが国内に浸透するに従い、自分ごと化が進んだメディア事業会社の社員のビジネスマインドと危機意識が行動変容を生み出したと推察される。

⑤ソーシャルメディア(SNS)

既存メディアに加え、ソーシャルメディア(SNS)がSDGs普及に果たす影響力は、日本でも高まっている。特に、多くの企業は消費者との接点拡大やブランドイメージ向上などを図るため、X(旧ツイッター)やインスタグラムなどを積極的に活用。サステナブルな商品や食品ロスを減らす方法を紹介するなどして、意見交換の場を提供し、多くの閲覧や投稿を得ている。

また、SDGsに関心を持つインフルエンサーのSNS発信も、強い影響力を発揮している。人気のお笑い芸人やアーティストなどがSNSで積極発信しており、日本の若者がSDGsに関心を持つ有力なきっかけとなっている。具体的には、例えば2021年にはSDGs関連のSNS投稿が前年比で約238%増加した、とのデータがある。

B. 横断的課題(ジェンダー・ユース)

B-1ジェンダー

1.1 日本の国際協力におけるジェンダーへの取組と評価

日本の市民社会は、長年にわたって、日本政府やJICAと共に、また、UN Women、UNFPA、UNICEF、UNHCRやIPPFなどの国際機関と連携しつつ、開発途上国におけるジェンダー主流化や女子教育、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ、母子保健に関する取組を行ってきた。その中には、開発途上国の現地での直接的なサービス提供や意識啓発などのプロジェクトから、日本やアジア太平洋地域の国会議員など政策決定者層の意識啓発、国連女性の地位委員会(CSW)や女子差別撤廃委員会(CEDAW)、人権理事会の包括的定期的レビュー(UPR)への参加や働きかけなど、幅広い活動が含まれる。近年においては、WPS(女性・平和・安全保障)に関する政府との連携なども積極的に行っている。これらの活動は、ジェンダーに関わる国際協力や多国間外交における日本のプレゼンスの向上にも役立っている。一方、日本国内でのジェンダー課題への取組の遅れは、海外における日本のジェンダーへの取組にもマイナスの影響を与えており、国内の状況改善は、ジェンダーに関する国際協力を進める上でも必須となっている。

JICAの課題別事業戦略及び「ジェンダーに基づく暴力(SGBV :Sexual and Gender-Based Violence)撤廃」に関するクラスター事業戦略に基づいた取組は評価できる。一方で、ジェンダー主流化は、ジェンダーに特化した事業のみならず、全ての事業において横断的に行う必要がある。各分野におけるジェンダー主流化のための手引きなどが作成され、推進はされているが、各分野における認識の強化が必要である。一方、NGOが連携する他の機関にお

いては、ジェンダーに関する意識が低く、初歩的なところから必要性を説明しなければならないなど、認識の遅れがある。

紛争、災害など緊急人道支援分野におけるSRHRは明らかに必要であるが、他の課題に比べて優先順位が低くなっており、必ずしも適切な支援が提供されていない。

WPSについては、第3次行動計画(2023-28年度)の下、国際協力に加え、国内におけるWPSの推進などにも取り組むこととしている。国内におけるWPS推進は、日本社会におけるジェンダーの認識や取組の遅れの影響を受け、大きく進展する状況にはない。通常時において女性のリーダーが十分に育っていないこともあり、災害救援や復興などの現場でのジェンダー主流化や女性のエンパワーメント等も課題が多い。また、中央から現場まで、意思決定への女性の平等な参加は順調に進展していない。各省庁においても、国際担当部局での認識の進展が、他部署への展開に十分に結びついていない。

1.2 ジェンダーとLGBTQに関する取組と進捗評価

国連はLGBTQの課題が人権や「持続可能な開発」上の課題であることを認識しており、例えば、国連開発グループ(UNDG)は「LGBTの人々」の課題を含む「ガイダンス・ノート」を刊行している。「持続可能な開発」に関する「メジャーグループ及びその他のステークホルダー」(MGOS)には、LGBTQが「その他のステークホルダー」の一つとして位置付けられており、同グループの事務局はスウェーデンの当事者団体である「スウェーデンLGBTQI権利連合」(RSFL)が担っている。RSFLは特にLGBTQと関わりの深い目標3(保健)、目標4(教育)、目標5(ジェンダー平等)、目標8(経済成長と雇用)、目標16(平和と公正)を挙げている。

これらの課題について、特にLGBTQの当事者自身が支援者とともに組織する多様な非営利公益団体(NPO)や社会企業などが、サービス提供、教育・啓発、文化活動、政策提言、キャンペーン活動などを幅広く行ってきた。2000年代以降、その取組の幅は急速に広がり、社会におけるLGBTQの位置付けは大きく変化した。また、地方自治体も2000年代以降、その取組を加速し、現在では500以上の地方自治体が同性間パートナー制度を導入し、地方自治体が実施する社会保障制度をLGBTQにも適用している。民間企業も2000年代以降、福利厚生サービスを同性パートナーにも適用するなど、企業内での差別・偏見の解消などに積極的に取り組んでいる。一方、国レベルでの取組は必ずしも上記の進展に追いついていない。

日本は「国連LGBTIコアグループ」に創設の際からメンバーとして参加しており、中南米や欧州諸国などが多く加盟するLGBTQの人権に関する国際機関である「平等の権利のための連合」(Equal Rights Coalition)に国としては参加していないものの、政府関係者が国際会議にオブザーバーとして参加している。国内での法整備や施策においても、欧州や中南米、南アフリカ共和国、ネパール、タイ、台湾などに準ずる取組の進展が期待される。

1.3 経団連のジェンダー主流化に向けた取組

経団連は、2030年までに女性役員比率30%を目指す運動「2030年30%チャレンジ#Here We Go」への賛同を全会員企業に呼びかけてきた。役員に占める女性の割合を調査した結果¹⁴³によると、2024年7月時点では、政府がターゲットとする東証一部上場・プライム市場の上場企業で15.6%（17年度比で243.59%、21年度比で52.27%増）と、順調に推移している。

女性の経営層拡大に向けては、社内からの登用数の増加が課題となる。厚労省が行う調査によると、2023年10月時点で、課長相当職以上の管理職に占める女性の割合は12.7%¹⁴⁴と、統計を取り始めた2009年以降では最も高い割合となった。業務執行の責任者である執行役での女性登用が進んでいない、業種・業態によって登用の進捗に差がある等の課題が残るが、日本企業における女性活躍に向けた取組には改善が見られる。

1.4 中小企業における女性の参画とリーダーシップ

日本の99%を占める中小企業の変革なしにSDGs達成はなく、大企業の活動推進とともに中小企業の変革にも重点を置くことが重要である。

男女雇用機会均等法が1985年に成立してから約40年間、取組を行ってきたにもかかわらず、2024年の日本の「ジェンダー・ギャップ指数」は、146か国中118位と主要先進国（G7）の中では最下位であり改善されていない。その要因は、主な取組が「啓発と支援」であり、自らのコミットメントや取組を推進するものではなかったことにある。過去40年間、様々な施策を講じながらも、自らが取り組む覚悟と意思を示す「コミットメント」と、行政機関や経済団体などが自ら模範となり、取り組む姿勢を示す「リーダーシップ」が足りなかったと言わざるを得ない。

中小企業におけるジェンダー平等を実現するためには現在の男性社会の中に女性を含む多様性を包摂した「新たな文化の醸成」が必要である。その実現を阻む大きな要因として、「アンコンシャス・バイアス」「ガラスの天井」とともに、掲げる目標に対して納得感のある取組が推進できていないことも挙げられる。例えば、「指導的地位に占める女性の割合目標30%」とする意図が分からないという声が聞こえる。具体的には、目標が「形式的」に見えることによる抵抗感や「なぜ3割なのか？割合で決めるのではなく、実力で選ぶべきでは？」「それこそ女性優遇ではないか」など、多くの中小企業が納得していないのが現状である。

¹⁴³ https://www.gender.go.jp/kaigi/danjo_kaigi/siryo/pdf/ka73-2.pdf

¹⁴⁴ <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-r05/02.pdf>

また、地域の企業の基礎知識の不足(共通認識のなさ)が活動を阻害している大きな要因でもある。例えば、「女性活躍」「男女共同参画」「ジェンダーレス、ジェンダーフリー」「ダイバーシティ、D&I、DE&I」などの女性に関わる様々なキーワードが生まれているが「ダイバーシティの時代だから女性にフォーカスするのはおかしい」「ジェンダーレスの時代だから女性という表現自体が差別」などと、一つ一つのキーワードの意味が誤認されており、議論が混乱したり、活動が頓挫してしまうといった状況が、実態として存在する。この状況を打破するには、基礎知識を広く認知してもらう取組が必要である。

1.5 日本におけるジェンダー主流化の具体的取組：日本商工会議所青年部を例として

日本商工会議所青年部(以下、日本YEG)は、日本全国の商工会議所青年部416単会3万2,400名で構成される日本最大級の中小企業の若手経営者が主体となった団体であり、参加する年齢層も20代～50代と、現役の社長や現場を動かす経営陣であるため、地域における社会変革の中心的な担い手といえる。日本YEGでは、中小企業にとって今後ますます深刻化する人手不足を解消する「多様な人材の獲得」「女性活躍社会の実現」など欠かすことができないテーマに対して、様々な「研修やセミナー」を開催するなど、地域を牽引するリーダー育成などの取組を行っている。一方で、役員の任期が単年度であるため、内容によっては、活動が継続せずに単発の取組となって、組織としての「文化醸成」や「仕組みを構築」することが難しいという弱みもあることから、継続的な活動が可能となるような取組を行っている。

活動が単年度で途切れることなく、継続し文化を醸成することを目指し、以下の取組を行った。組織も企業同様に、中長期計画を立案するとともに年度を超えて取組、確実な文化醸成を育めるようコミットメントが必要なことが示された。

- 2021年度：日本商工会議所青年部全国大会において年度を超えて日本YEGが取り組むべき事項をまとめた「サステナブル宣言」を発表(ジェンダー、カーボンニュートラルなどSDGs達成に寄与する複数テーマを設定)。
- 2022年度：国連広報センター後援国際女性デー(一社)HAPPYWOMAN後援。
- 2023年度：史上初の女性会長を輩出。日本YEG執行部の委員長の女性比率において過去最多となる30%を達成した。他、内閣府との連携によりリーダー育成研修の実施や、国連広報センターが後援する(一社)HAPPYWOMANとの連携事業の開催、SDGsアンバサダーの吉本興業株式会社など外部との連携事業を積極的に行う。

- 2024年度：2021年度以降、全国の商工会議所青年部416単会においての女性会長輩出人数や役員の女性比率の向上などの成果が出ており、2025年度は更に取組を強化するべく戦略計画を策定している。

1.6 労働組合におけるジェンダーの取組

労働組合のナショナルセンターである日本労働組合総連合会(以下、連合)は労働組合における男女平等参画を進め、運動を展開していく中でジェンダー平等社会を実現するという考えに基づき、2021年に「ジェンダー平等推進計画」を策定した。2030年までにあらゆる意思決定過程における女性参画率を50%に引き上げる「203050」を見据え、労働組合でも執行委員の女性割合をまずは30%にすることを目標とし、取り組んでいる。

B-2 ユース

「次世代のSDGs推進プラットフォーム」のステアリングコミッティ2団体は、SDGsの進捗に対する達成度評価をそれぞれ実施した。

2.1 G7/G20 Youth Japan

過去アンケートの蓄積を元に、若者が求める幸せな社会とそれに必要な要素を調査した。ポスト2030アジェンダでは、日本経済の持続可能な発展が必須で、「心、体、地球の健康」「企業と個人の成長」「国内外の繋がり」の3要素が不可欠であることが分かった。ユースの、固定概念や慣習にとらわれない自由な発想と、実績・経験を伴った成熟したユースの声を反映することが、新たな価値概念の創出につながる一方で、裁量権と影響を持てる機会は限られており、若者世代の意見を代表する主体の活動の場の確保・拡充が必要であることが分かった。

2.2 持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム(JYPS)

JYPSが2024年に行った調査からユース視点によりSDGsの進捗を鑑みると、いくつかの進展が見られる一方、達成と評価されている分野であっても、改善が求められる点も多い。まず、進学支援の強化により、経済的負担軽減の支援が進んでいるが、学費以外の費用(受験料、参考書、交通費など)についての包括的支援は依然として不足している。くわえて、都市部と地方・地域間の不平等が解消されていないと考えるユースは依然として多い。SDGs関連教育やウェルビーイングの認知度向上については、ユース自身の価値観に基づく制度作りが求められ

ているが、まだ十分な枠組みが整備されていないため、認知度の拡大と具体的な行動への促進が課題である。特に、環境問題への意識は高いものの、行動に移す方法が分からないユースも多く、教育機関や政府の支援が必要だといえる。

ユース参画の強化については、参加機会の拡充が求められ、大都市圏と地方での格差をなくす制度策定が急務である。ユースの意見が反映される機会は限られており、より多くの参画の場を提供することが必要である。この点については、2024年の国連未来サミットの成果文書である「未来のための約束」に準拠した仕組みの整備が求められる。この約束では、子どもや若者たちへの投資や国際・国内レベルで若者の有意義な参加を強化するとされている¹⁴⁵。日本国内のユース参画状況については、「こども大綱等を踏まえた審議会・懇談会等におけるこども・若者委員の登用に関する調査結果」によると各府省庁の審議会や懇談会などの委員等における10代から30代の割合は、1%台であることが分かる¹⁴⁶。

C. 各セクター別の動向

C-1 ビジネスの動向

3.1 ビジネス

3.1.1 SDGsの経営戦略への組み込みの進展

(一社)日本経済団体連合会(経団連)は、2017年に企業行動憲章を改定して以降、会員企業によるSDGsの取組を促進してきた。2023年実施の、実践状況についての「第3回企業行動憲章に関するアンケート」(以降、経団連アンケート)¹⁴⁷によると、SDGsへの取組については、「報告とコミュニケーション」に取り組む企業が80%と、前回調査(2020年)の31%から大きく増加した。また、「サステナビリティの経営への統合」と回答した企業も39%から77%へと大幅に増加している。このように、日本企業は、経営戦略の中にSDGsを組み込み、イノベーションを通じて内外の社会課題の解決と持続的成長を同時に実現する「Society 5.0 for SDGs」に積極的に取り組み、数多くの好事例が生まれている¹⁴⁸。なお、イノベーションによる課題解決を分かりやすく示す動画集(Theater5.0)でもこれらは確認できる。

¹⁴⁵ United Nations “Summit of the Future outcome documents : Pact for the Future, Global Digital Compact and Declaration on Future Generations” (2024)

<https://digitallibrary.un.org/record/4063333?ln=en&v=pdf>

¹⁴⁶ こども家庭庁『こども大綱等を踏まえた審議会・懇談会等における こども・若者委員の登用に関する調査結果 』(2024)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/473dbbf4-3379-4212-8abc-

b3c99cfdd753/7aec6707/20240819_councils_shingikai_iken_senmon_473dbbf4_03.pdf

¹⁴⁷ https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/005_kekka.pdf

¹⁴⁸ <https://www.keidanrensdgs.com/innovationforsdgs>

3.1.2 GX、CE、NPの一体的推進

(1) グリーン・トランスフォーメーション(目標13)

経団連は、「経団連カーボンニュートラル行動計画」に基づき、2050年カーボンニュートラル(CN)の実現に向けて、グリーン・トランスフォーメーション(GX)に向けた主体的取組を強力に推進している。その結果、2023年度の全部門(産業、エネルギー転換、業務、運輸)合計(59業種)の国内事業活動からのCO₂排出量は4億6,809万t-CO₂(わが国全体のCO₂排出量の約42.3%¹⁴⁹)となり、2021年度比で約5.2%、2017年度比では約16.8%減少した。

さらに、日本の経験を踏まえアジア地域のGXを促すべく、AZECに賛同し、2024年に「AZEC構想の推進に関する提言」を公表した。

(2) 循環経済(目標12)

経団連は、「循環型社会形成自主行動計画」の策定と毎年度のフォローアップを通じて(46業種参加)、プラスチック等の資源循環を推進している。また、2021年には、循環経済(Circular Economy、以下CE)への移行を加速させるため、環境省、経済産業省と「循環経済パートナーシップ(J4CE)」を創設し、2025年2月時点で210を超える企業・団体が参画している。注目事例集を3度発刊(2021年、22年、24年)するなど、日本企業の先駆取組事例を国内外に積極的に発信するとともに、CE実現に向けた課題を整理するための官民対話¹⁵⁰や、業種や企業の垣根を越えた連携を促進するためのビジネス交流会を行っている。

(3) 生物多様性・自然保護(目標14、15)

経団連は、「経団連生物多様性イニシアチブ」等を通じて、企業の生物多様性保全への取組を促進してきた。2024年8月末時点で351の企業・団体が参加、192件の取組事例を紹介している。また、経団連及び経団連自然保護協議会(KNCC)は、TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)の理解増進を目的に組織された「TNFDコンサルテーショングループ・ジャパン」の事務局の一員として、TNFDの理解増進を図るためのセミナー等を実施してきた。その結果、世界の「TNFDアーリーアダプター」320社のうち、日本は国別で最多の80社が登録し、2025年1月には140社まで増加した。くわえて、環境省等の4省¹⁵¹が連名で策定した「ネイチャー

¹⁴⁹ わが国全体の2023年度CO₂排出量の参照先である国立環境研究所「日本の温室効果ガス排出量データ(1990年度から2023年度)〈暫定データ〉」と本調査の間では、集計の目的や経緯の違いにより、集計方法や範囲に相違があることから、両者の比較によるカバー率の値は参考程度に留まることに留意が必要である。なお、運輸部門のカバー率算定に当たっては、海外発着分を除いた国内のCO₂排出量をもとに算出している。

¹⁵⁰ 4年間で16回開催

¹⁵¹ 環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

ポジティブ経済移行戦略」(2024年)について、官民の対話と連携を通じた企業の行動変容に取り組んでいる。

また、経団連自然保護基金(KNCF)は、アジアを主とする開発途上国においてNGOなどが行う自然環境保全プロジェクトに対する助成を、1993年度より続けてきた。支援プロジェクト数累計は1,737件、支援総額は約51億円にのぼる。さらに環境省と連携し、国連開発計画(UNDP)が実施する「SATOYAMAイニシアティブ推進プログラム(COMDEKS)¹⁵²」に対して2023年からの5年間で3億円の資金拠出を行い、開発途上国で地域コミュニティが主体となって進める数多くの小規模プロジェクトを支援している。

3.1.3 ビジネスと人権に関する自主的な取組の進展

経団連は、2017年の企業行動憲章改定時に、「すべての人々の人権を尊重する経営を行う」という条文を新設した。2021年には、「企業行動憲章 実行の手引き」の人権パートを改訂し充実させるとともに、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則って人権尊重責任を果たすための実務ガイドとして、「人権を尊重する経営のためのハンドブック」を策定するなど、会員企業の自主的な取組を推進してきた。

その結果、国連の指導原則に基づき何らかの取組を行っている企業は76%に上り、前回調査(2020年)の36%から2倍以上に増加した。従業員規模別で見ると、5,000人以上の企業の95%は取組を進めている。一方、499人以下の企業は「取組に着手できていない」又は「内容を理解していない」割合が多く、中小企業における実践が課題である¹⁵³。

3.1.4 情報開示の進展と課題としてのインパクト評価の推進

サステナビリティに関する情報開示については、多くの日本企業が、自社の優先課題に関してKPIを設定し、グローバル基準や指標等も参考にしながら、進捗を測定し、統合報告書、サステナビリティ報告書、ホームページ等で情報開示を行っている。自主的に統合報告書を発行する企業は2021年の718社から2023年に1,019社まで増加した¹⁵⁴。

¹⁵² 開発途上国における生物多様性の保全分野における日本の知識や経験に基づく支援を提供し、里山・里海の持続可能な利用を推進するプロジェクトを支援することを通じて、SDGsの推進及び自然共生社会の実現を目指す国際プロジェクト

¹⁵³ 2021年9月から10月にかけて、外務省及び経済産業省が東証1部2部上場企業等(約2,800社)を対象に行った調査によると、回答企業(760社)のうち、約7割が、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき人権方針を策定し、5割強が人権デュー・ディリジェンスを実施している。被害者救済・問題是正のためのガイドライン・手続を定めている企業は、全体の約5割であり、そのうち9割強は企業内に通報窓口を設けている。

(参照:https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/005_kekka.pdf)

¹⁵⁴ <https://www.dirri.co.jp/res/report/uploads/2024/02/43defe0a0ba3215455b53fbbb84af45c0c0031e2.pdf>

経団連では、評価手法等を体系的に整理するとともに、企業等がSDGsへの取組に関するインパクト測定や管理を行う際に役立つ情報を提供すべく、2021年に報告書「SDGsへの取組の測定・評価に関する現状と課題」¹⁵⁵を公表した。2022年には、多様なステークホルダーの共通言語として活用できるインパクト評価の意義や実践例をまとめた「“インパクト指標”を活用し、パーパス起点の対話を促進する」と題する提言書¹⁵⁶を公表した。

インパクト評価を効果的に活用する上では、進捗管理のための適切な指標設定や評価方法、データ基盤の整備について、UNDPが「SDGインパクト」で試みているように、グローバルに合意された共通基準を確立し普及させることが今後の大きな課題である。

3.1.5 企業の取組の評価と今後

企業は多様なステークホルダーと連携し、技術・イノベーションを活用したSDGs達成に向けた取組を国内外で推進している。また、取組の進捗を測定・開示することにより、改善につながるとともに、ステークホルダーとの対話に活かしている。日本の課題としてしばしば指摘されるジェンダー平等を含む人権への取組についても、企業の間では着実に取組が進みつつある。

企業は引き続き、技術革新やイノベーションの社会実装に努め、また、ステークホルダーとの更なる連携を進めることにより、社会へのインパクトの拡大・強化を図っていく。あわせて、インパクト評価を推進し、取組の成果を一層透明性ある形で開示していく。

3.2 中小企業の取組

3.2.1 SDGsの認知度は90.5%

「中小企業のSDGsに関する実態調査(2024 年)」によると、中小企業のSDGsの認知度は90.5%と非常に高く、中小企業もSDGsの認知度は着実に向上している。また、「SDGsに取り組んでいる」(17%)、「今後取り組む予定」(17.6%)、と積極的な企業割合は 34.6%と年々増加傾向にある。

3.2.2 SDGs の取組に向けた課題

¹⁵⁵ <https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/055.html>

¹⁵⁶ https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2022/0623_01.html

課題としては、「取り組むメリットがわからない」(16.8%)、「何から取り組めばよいかわからない」(16.3%)、「資金が不足」(14.9%)などがあげられる¹⁵⁷。

中小企業は時間・人員・資金ともに余裕がない企業が多く、目標7, 8など、自社の利益増や企業成長のイメージがしやすいテーマへの関心が高く、「貧困・人権問題・飢餓・ジェンダー公平」など自社利益に直結しない、と感じるテーマへの関心が薄い傾向がある¹⁵⁸。

こういった傾向から、中小企業に対しては、人権や貧困問題に対する意識啓発を行いながらも、失われた30年の経済停滞を打破し経済的、文化的発展に寄与する「成長戦略」としてSDGsを更に強く打ち出すことが有効といえる。

【事例】中小企業のGX・脱炭素・カーボンニュートラルに向けた取組

持続可能な循環型経済(目標12)・生物多様性・自然保護(目標14、15)

(1)商工会議所の取組

日本商工会議所(以下、日商)は、全国の中小企業の脱炭素・カーボンニュートラルに向けて、全国515の商工会議所と連携し、経営相談などを通じた支援を行っている。2022年には、「中小企業のカーボンニュートラル推進ワーキンググループ」を設置し、支援の強化に努めている。2024年に日商が東京商工会議所と共同で実施した調査によると、中小企業においても、約7割が省エネを中心にした脱炭素・カーボンニュートラルに関する取組を実施している。脱炭素に取り組む理由・目的では、「光熱費・燃料費の削減」が75.2%と最も多く、次いで「企業としての評価や知名度の維持・向上」(30.5%)、「ビジネス環境の変化や技術革新への対応」(25.6%)となっており、中小企業においても脱炭素・カーボンニュートラルを企業ブランディングや経営革新につなげようとする動きも見られる。また、脱炭素の取組を行っている企業では、行っていない企業に比べ、「評価や知名度の維持・向上」「ビジネス環境の変化や技術革新への対応」「取引維持・拡大」「従業員のモチベーション向上等」を理由に挙げる割合が顕著に高い。

こうした結果から、中小企業の成長のためにも脱炭素・カーボンニュートラルが今後、一層重要なテーマとなることが想定される一方で、中小企業の約2割が「何から始めたらいいかわからない」と回答。日商では中小企業の脱炭素には、「知る」「測る」「減らす」の3ステップが有効

¹⁵⁷ 引用元:独立行政法人 中小企業基盤整備機構 広報・情報戦略統括室 総合情報戦略課/中小企業の SDGs 推進に関する実態調査(2024 年)アンケート報告書

¹⁵⁸ 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 広報・情報戦略統括室 総合情報戦略課/中小企業の SDGs 推進に関する実態調査(2024 年)アンケート報告書

と考え、「知る」ステップでは、中小企業の好事例紹介、セミナー開催など「測る」ステップでは、「CO₂排出量チェックシート」を日商サイトで無償提供するなど様々な対策を実施している。

日本商工会議所青年部(以下:日本YEG)は、未来を担う責任世代として、年度を超えて自らが模範となって変革に臨むコミットメント、「循環型社会実現」「DX・GX推進」「男女共同参画推進」などを盛り込んだサステナブル宣言を2021年度に発出。2023年度の日本YEG(2023年4月時点・全国9ブロック417単会3万2,400名)は、「持続可能で心豊かな未来への貢献」のスローガンを掲げ、循環型社会、カーボンニュートラル実現に向けたリーダー育成や日商推奨のCO₂チェックシートを活用し役員会や全事業を対象として以下の取組を行った。

(1)「Challenge2030」啓蒙パネル設置(推定CO₂削減量可視化)

(2)フードロス削減でCO₂排出量削減を行う環境省推奨「3010運動」のYEG版、「1510運動」実施

(3)99%リサイクルゴミ袋使用

(4)マイボトル推奨(給水スポット常設化)

この取組で1年間に約4.294トンのCO₂削減、全国417単会の文化醸成に繋げる運用マニュアル作成、活動を継続している。

3.2.3 中小企業の課題と今後の方向性

中小企業の課題は「基礎知識不足」と「ノウハウや人材不足」が挙げられる。2024年には、中小企業を主な対象とした「サステナブルビジネス認証」(日本サステナブルビジネス協会)など、サプライチェーン全体での取組を認証する仕組みも登場している¹⁵⁹。2025年から2030年はパートナーシップ構築宣言の考え方に則り、サプライチェーン一体での取組を行うなど、大企業との協働ビジョンやコミットメント策定などへの取組の進展も求められる。

3.3 ファイナンス

3.3.1 全国金融

¹⁵⁹ <https://sustainable-b.or.jp/>

(NPO法人)日本サステナブル投資フォーラムが2024年12月に公表したサステナブル投資残高調査2024結果速報によると、日本のサステナブル投資合計額は625兆円を超え、前年比16.6%と増加した。サステナブルファイナンスを質的・量的に拡充させるための議論も進んでおり、金融庁が2020年12月に立ち上げた「サステナブルファイナンス有識者会議」は2025年3月までに27回開催され、これまで4次にわたって報告書を公表している。また、環境省がグリーンbond及びローン160とサステナビリティ・リンク・bond及びローン¹⁶¹に関する国内ガイドライン作成を目的に2021年12月に立ち上げた「グリーンファイナンスに関する検討会」は、ガイドラインによる国内への浸透は一定程度進んだとして、2024年12月の第12回会合以降、市場の更なる発展に向けた課題、対応などの議論を進めている。

くわえて、財務的リターンと並行して社会的・環境的にポジティブなインパクトを生み出すことを意図する「インパクト投資」の認知が高まり、実践に向けた取組が進んでいる。2021年11月にはインパクト志向の投融資の実践を進める金融機関が協同するイニシアティブである「インパクト志向金融宣言」が公表され、インパクト志向金融宣言賛同機関によるインパクト投資残高は2024年1月時点で10兆円を超えた。

気候変動分野では、温室効果ガス(GHG)多排出産業を中心に省エネ・燃料転換などを含む着実な脱炭素化に向けた移行(トランジション)への取組を支援するトランジション・ファイナンスの認知が国際的にも高まり、ファイナンスの実践も進んでいる。国際資本市場協会(ICMA)¹⁶²が2020年12月に「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」を公表した後、金融庁・経済産業省・環境省は国内での浸透を目的に2021年5月に「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を策定した。くわえて、GHG多排出産業の2050年カーボンニュートラル実現に向けた具体的な移行の方向性を示すため、経済産業省は産業別に「トランジション・ファイナンス推進のためのロードマップ」を、国土交通省は海運・航空分野の脱炭素に向けたロードマップを策定し、これらを活用したファイナンスの組成が進んでいる。日本の2050年のカーボンニュートラル実現に向けては2023年度から10年間で150兆円超の投資が必要とされており¹⁶³、より一層のトランジション・ファイナンスの拡充が求められる中、民間で取り切れないリスクを補完する機能を持つ目的で設立された脱炭素成長型経済構造移行推進機構(GX推進機構)は2024年7月に業務を開始し、官民一体で金融支援を進めている。

資金提供者の観点では、個人投資家によるサステナブル投資をより拡充させるための取組が進んでいる。サステナブル投資は中長期的な企業価値創造につながり得るという観点で家計の安定的な資産形成と親和性が高いと考えられている。サステナブル投資の拡充には個人投資家への金融経済教育と個人投資家に向けた適切なサステナブル金融商品の提供が求めら

¹⁶⁰ 資金使途がグリーンプロジェクトに限定されるbond及びローン

¹⁶¹ 資金調達者がサステナビリティに関する野心的な成果目標に向けて行動し、その改善度合いと投融資条件が連動しているbond及びローン

¹⁶² ICMA: International Capital Market Association

¹⁶³ 第8回新しい資本主義実現会議(2022年5月)において岸田総理大臣が表明

れる。金融経済教育は従来から各金融機関が取り組んできたが、2024年4月に金融経済教育推進機構(J-FLEC)が設立され、官民一体で金融経済教育を推進している。個人向けのサステナブル金融商品については、その充実に向けて、金融庁のサステナブルファイナンス有識者会議が個人に分かりやすい金融商品の組成・提供の在り方や投資家保護における留意点などについて議論を進めている。

以上のとおり、SDGs達成に向けた多様な金融手法に対する理解が深まっただけではなく、ファイナンスの実施に向けた取組が進んだと評価する。今後は実施の拡大を一層加速するとともに、どの程度社会課題の解決が実現できたかという成果(アウトカム)が問われていく。そのためには成果の測定・管理手法の構築が課題であり、ファイナンスの実践を踏まえ知見を積み重ねていく必要がある。

【事例】(一社)全国銀行協会(全銀協)の取組

(1)カーボンニュートラルの実現に向けた取組

全銀協は2021年12月に「カーボンニュートラルの実現に向けた全銀協イニシアティブ」を策定し、①エンゲージメントの充実・円滑化、②評価軸・基準の整理、③サステナブルファイナンスの裾野拡大、④開示の充実、⑤気候変動リスクへの対応の5つの分野について重点的に取り組んでいる。

2022年12月に「全銀協 気候変動特設サイト」を公開したほか、企業と会員銀行の間のエンゲージメントを支援する参考資料として2023年1月に「脱炭素経営に向けたはじめの一步」を、2024年2月に「CO₂見える化とその先へ」を公表した。

くわえて会員銀行の知識向上を目的に関係経済団体や関係省庁等を招いたウェブ勉強会をおおむね月1回の頻度で企画・開催しており、2024年12月時点で34回開催している。

(2)こども・若者の貧困問題に対する取組

2021年12月、全銀協は「こどもや若者の貧困問題」の解決に貢献していくことを目的に日本証券業協会(日証協)とMOU¹を締結し、日証協と連携・協力して取り組んでいる。

2023年度には(一社)全国フードバンク推進協議会と連携の上、「フードドライブ活動」に試行的に参加した。試行を通じて食品ロス削減やSDGsに対する意識の向上につながる効果を確認できたことから、2024年度は全銀協・日証協の会員に対象を拡大した「物資支援プロジェクト」を実施した。

3.3.2 地方金融

SDGs推進に係る地域での創意工夫を更に浸透させ、地域産業や企業の生産性向上、地域経済の持続的な成長を図るため、地域における様々な課題解決に資する地方金融による多様なサービス提供等の取組も進展した。

地方金融の担い手には、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合など様々な種類が存在するが、地域に根差した店舗網を展開しており、主に地域の中堅・中小企業や地域住民向けのサービスを展開している。全国の企業数の99%以上を占める中堅・中小企業や、地域住民にまでSDGs達成に向けた行動変容を促していく上でこれら地方金融の担い手が大きな役割を果たした。具体的には次のような取組が挙げられる。

- ① 地域企業の事業活動とSDGsとの関係を整理し、結びつきの強い目標への取組を表明するSDGs宣言の策定を伴走支援するサービスの提供
- ② 中堅・中小企業向けのESG/SDGs評価制度を構築した診断サービスの提供や、自治体の実施するSDGs登録・認証制度等を活用した金融商品の提供
- ③ ポジティブ・インパクト・ファイナンス¹⁶⁴やサステナビリティ・リンク・ローン等のサステナブルファイナンスについて、中堅・中小企業にも利用しやすいように組成費用を抑えたプランの提供や自治体と連携した簡易的なフレームワークの構築等により利用企業の裾野を拡大

気候変動への取組では、全国地方銀行協会が2024年5月に公表した「地方銀行における環境・気候変動問題への取り組み」によると、2023年10月時点でグリーンファイナンスを提供する地方銀行は54行となり前年から7行増加した。また、資金面以外の支援として、CO₂排出量の可視化サービス、太陽光設備や再エネ電力を販売する企業等の紹介、CO₂排出量の削減目標設定や削減策等に係るコンサルティングの実施等の多様なサービスが提供されている。地域の再生可能エネルギーの普及に向けて金融機関が自らエネルギー事業会社を設立し、地域経済の活性化につなげようとする事例も出てきた。

さらには、金融機関が地方自治体と連携して地域全体の脱炭素化を推進する取組も進展した。環境省の「脱炭素先行地域」への共同提案や「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業」への参画のほか、域内の金融機関が共同して地域の脱炭素コンソーシアム立ち上げ

¹⁶⁴ 企業活動が環境・社会・経済にもたらすインパクト(ポジティブな影響とネガティブな影響)を包括的に分析・評価して資金提供を行うことにより、資金調達者のポジティブな影響の増大及びネガティブな影響の低減の支援を目的とするファイナンス手法

に参加する事例なども出てきた。このように、従来の資金提供者という立場から、持続可能な地域社会を共創する立場へと、地方金融の認識は大きく変化した。

地域社会の持続可能性という観点では、少子高齢化や首都圏への人口一極集中による人口減少に伴う衰退が懸念されており、地域経済の持続的な成長において重要な課題となっている。とりわけ地域企業の人手不足は深刻である。そのため、地域金融機関では地域企業への資金繰り支援のみならず、創業・新事業支援、経営人材の紹介、事業承継支援のほか、デジタル化によって生産性向上につなげるITコンサルティング等のサービスを拡充してきた。また、「地銀フードセレクション」「食の魅力」発見商談会」「“よい仕事”おこしフェア」「しんくみ食のビジネスマッチング展」等の商談会を金融機関が共同開催し、地元産品の販路拡大を支援する取組を継続的に実施している。さらには、地元産品の国内外への販路開拓や新商品開発・ブランディングの支援等に取り組む地域商社を設立する地域金融機関も徐々に増えており、金融の枠を超えた地方創生の取組が拡大した。将来的に効果を挙げ続けていくために、持続可能なビジネスモデルにしていけるかが課題となる。

3.4 労働組合

労働組合は、社会対話の担い手として、集团的労使関係(建設的労使関係)を通じた賃金を始めとする適正な労働条件の確保を始め、労働者の権利確立、人権、環境、安全、平和等を求める国内外の取組を通じて、使用者とともに、ディーセント・ワークの実現、「ビジネスと人権」の視点に立ったサプライチェーン全体における人権尊重、持続可能な経済・社会の構築に重要な貢献を果たすことが期待されている。ここではビジネスにおける役割の点において記載することとし、幅広い市民社会としての労働組合については次章を参照のこと。

労働組合に期待されている貢献としては、ディーセント・ワークの実現、「ビジネスと人権」の視点に立ったサプライチェーン全体における人権尊重、持続可能な経済・社会の構築などが挙げられる。

ディーセント・ワークの実現のためには、ILO中核的労働基準の早期批准が不可欠であるが、日本は「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(第111号)」及び「職業上の安全及び健康に関する条約(第155号)」を批准していない。連合はILO活動推進議員連盟などと連携した日本政府への働きかけや日EU経済連携協定(EPA)に関する市民社会との共同対話などを通じ、早期批准に向けた取組を進めている。

「ビジネスと人権」に関して、連合は2023年8月に「ビジネスと人権に関する連合の考え方」を策定し、連合の基本的な考え方や連合全体としての具体的な対応について示した。これに基づき、春季生活闘争におけるビジネスと人権課題に関する取組や学習会の開催などを行っている。

持続可能な経済・社会の構築については、気候変動対策は喫緊の課題であり、GXの進展が必要である。その際、雇用など社会・経済への負の影響を最小限にとどめるためにも「公正な移行」を実現する必要がある。連合は「公正な移行」の実現に向けた具体的な対応を検討するための、政労使を含む関係当事者が参画する社会対話の実施などをGX実行会議などの場において訴えている。

C-2 市民社会の動向

4.1 「コロナ禍」及びポスト・コロナと市民社会の取組

4.1.1 「コロナ禍」及びポスト・コロナとSDGs

ここ数年を振り返るに当たり、新型コロナウイルス感染症パンデミック(以下「コロナ禍」)を無視することはできない。日本社会においても、コロナ禍では収入が減少した人や、失業者が増加した。また、自殺者数の増加(特に18歳以下)、DV件数の増加、児童虐待の件数の増加など、あらゆるデータが脆弱性を抱えた人が苦しい状況に追いやられてしまっていたことを指し示している。

休眠預金等活用事業では、コロナ禍により増大した支援ニーズに対応するため、2020年度から「新型コロナウイルス対応緊急支援事業」を開始した。当該事業を通じて、コロナ禍で深刻な影響を受けたひとり親家庭や失職した方への支援事業など773件(累積)が展開されるなど、多くの成果を出した。2025年度からは緊急性の高い社会課題に事業期間1年以内で集中的・即応的な支援を行おうとする事業に的確に対応するため、「緊急枠」として助成対象事業の分野を広げて対応することとしている。

また、2021年後半からの物価高は、不安定な雇用で働く人や低所得の人に特に深刻な負のダメージを与えている。こういった社会環境にあって、市民社会を始め民間の様々なセクターが様々な社会課題への対応において、大きな力を発揮している。例えば、困難な状況にある子どもを支援するための市民活動である「子ども食堂」はその数が1万か所にものぼるものとなった。これは、全国の中学校数を超えた数である。

自殺予防や精神福祉的な相談支援を電話やオンラインで24時間365日行う支援活動の多くは民間の支援機関が実施している。

日本の市民社会は、以前から、日本の保健・医療制度へのアクセスに困難を抱える人口・社会グループやコミュニティで医療を必要とする人々を医療につなぐことで、「誰一人取り残されない」ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現に取り組んできた。疾病の患者や影響を受けた人々は、長年にわたって、当事者の相互扶助と肯定的な当事者意識の涵(かん)養をベース

として、治療コストの削減や質の向上等に向けた政策提言に取り組み、大きな成果を出してきた。

4.1.2 日本の市民社会による国際協力

日本の市民社会はグローバルサウス諸国の教育、保健、農村開発や防災・緊急人道支援など、多様な分野で国際協力に取り組んでいる。国際協力に取り組む市民社会団体は400以上を数え、これらの団体が途上国での事業等に支出した事業費は2020年現在、500億円以上に及ぶ(外務省及び特定非営利活動法人国際協力NGOセンター(JANIC)「NGOデータブック2021」)。このうち、政府やJICAなどの公的機関の資金拠出が占める割合は約20%程度と推定され、他は各団体の自主財源及び個人や企業、民間財団からの拠出である。開発や人道支援に関する多国間の政策形成に関する提言活動や、持続可能な開発に関する市民社会の連携(MGOSへの参画など)についても、継続して積極的に取り組んでいる。

4.1.3 拡がる「官民連携・協働」

日本社会の支援分野における近年の政策的なトレンドは「官民連携・協働」である。行政機関だけでは対応できない複雑化・深刻化した様々な困りごと、社会課題について、行政機関と市民社会を始めとした民間団体等が連携・協力し、その解決を目指すことがスタンダードになりつつある。これは、SDGsの理念の普及とも無関係ではないだろう。

例えば、2019年に成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」においては、前文にSDGsの文言が記載されている。また、「誰一人取り残されない」という理念は、「包摂的な社会の実現」という文脈でここ数年の「骨太の方針」など、様々な日本の国家戦略においても示されている。地域福祉や自殺対策においても、2023年に成立した「孤独・孤立対策推進法」の中で、その理念は掲げられ、そして、その実現の方法としての「官民連携・協働」が少しずつだが進みつつある。

他方で、このトレンドには市民社会からの批判があることにも注意が必要だ。「官民連携・協働」を掲げつつも、これは社会課題への市民社会の「動員」であり、限定された予算や制度的枠組みのなかで、安価な委託費等で市民活動にその解決を「丸投げする」という側面を否定できない。そして、相互扶助など、コミュニティでの支え合いを前提に社会保障費の削減や公的支援の縮減が目指されるのは本末転倒である。

4.1.4 課題:科学的な評価と達成へのロードマップの必要性

SDGsの達成を目指すに当たり、日本政府が直視しなければならないことは、その進捗を科学的に評価し、達成に向けたロードマップを描くことだ。例えば、貧困についてのSDGsグローバル指標の1.2.1及び1.2.2について、政府は「現在、提供できるデータはありません」としている。厚労省の「国民生活基礎調査」及び総務省の「全国消費実態調査」において算出している相対的貧困率などの既存のデータがあるにもかかわらずそれを指標としないのは、貧困の「半減」という目標に対しての説明責任の放棄でもある。

このように、ここ数年のトレンドをみると、国内の様々な社会課題において、市民社会との連携・協働は少しずつだが進みつつある。一方で、その在り方が「誰一人取り残されない」ものであるのかどうかを科学的に検証し、取組を改善していくことが必要である。

4.2 消費者

SDGs実施指針(2023年改定)では、「消費者の果たす役割」について、主に目標12「つくる責任・つかう責任」の観点から、エシカル消費や食品ロス削減など社会環境に対する負荷が低い商品の購入やサービスの利用を通じて、循環経済への移行に資する持続可能な消費活動を行うことで、健全な市場の実現と、経済・社会の仕組みづくりと啓発を促進していくことが重要であるとされている。目標12は、地球温暖化や資源の枯渇、廃棄物などの環境問題、人権や貧困への影響や企業の社会的責任の変化などを受けて、2025年現在一層重要性を増している。

4.2.1 「省資源や循環型経済」の取組

(一社)全国消費者団体連絡会や各都道府県の消費者団体などは、行政組織や地域団体と連携・協働して、省資源や資源循環のための地道な活動を進めている。具体的には、節電や節水などエネルギーの節約、「クールビズ」や「ウォームビズ」の実行、照明のLED化など省エネ製品の利用、分別を徹底したごみの減量、簡易包装の商品を選ぶ、リサイクルショップやフリマアプリなどを利用して捨てずに次の所有者へつなぐ、マイバック・マイボトルの持参、レジ袋やペットボトルなど便利で安価なプラスチック製品との付き合い方を変える、などに取り組んでいる。さらに、2023年からは脱炭素に軸足を置いた市民運動「デコ活」¹⁶⁵が全国規模で展開されつつある。

¹⁶⁵ <https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

4.2.2 「エシカル消費」の取組

2024年10月に実施された「消費生活意識調査」¹⁶⁶によると「エシカル消費」の認知度は、27.4%であり、年代別では、10歳代、40歳代の認知度が高い。エシカル消費につながる行動を実践していると回答した人の割合は36.1%で、「取り組む理由」については、「同じようなものを購入するなら環境や社会に貢献できるものを選びたい(53.3%)」、次いで「節約につながる(50.4%)」という順となった。

一方、「エシカル消費を実践していない」と回答した人は「どれがエシカル消費につながる商品やサービスか分からない(23.0%)」「経済的余裕がない(20.1%)」と回答した人の割合が高く、年代別では、60歳代以上で「どれがエシカル消費につながる商品やサービスか分からない」や「エシカル消費に本当につながる商品やサービスか分からない」と回答した人の割合が他の年代より高かった。

4.2.3 「食品ロス削減」や「食品寄附促進」の取組

食品ロス対策としては、「賞味期限」の考え方の整理と周知、食品流通で定着していた「3分の1ルール」の見直し等による食品の廃棄削減や、困っている人たちに無料で余剰食品などを提供するフードバンクへの協力などが着実に進められてきた。2024年12月に「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」と「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～」¹⁶⁷が公表され、食品ロス削減の方策についての指針が示され、くわえて、関係府省庁や地方公共団体が縦割に陥ることなく一体的に取り組めるように「食の環(わ)」という名称で、省資源や資源循環の取組全体の見える化を行い消費者の参加促進につなげようとしている。

4.2.4 「消費者志向経営」の取組

事業者は自社が本業を通じてどのような社会を目指したいのかを示すことで消費者から共感を得ることが必要とされ、持続可能で望ましい社会の構築に向けて、消費者と共創・協働して社会価値を向上させる経営、すなわち「消費者志向経営」が推進されてきた。2025年3月末時点で870事業者が「消費者志向自主宣言」¹⁶⁸を行い、毎年フォローアップ活動を重ねている。「つくる責任」を担う事業者側では、環境への配慮を優先した製品・サービスの設計や、製造プロセスでの省エネや廃棄物の最小化、また、製品のサプライチェーン全体で社会環境への影響

¹⁶⁶ https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_research.cms201_241107_01.pdf

¹⁶⁷ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/#gl002

¹⁶⁸ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/consumer_oriented_management/businesses/

を減らす取組が進められている。これを受けて消費者側は、持続可能な製品・サービスを選択し、リサイクル活動を行い、無駄な消費を避けることで「つかう責任」を果たそうとしている。消費者分野のSDGsは、生活の中で着実に実践することに意義があり、消費者志向経営の更なる普及と消費者の認知向上とによって、SDGs実現への相乗効果を期待したい。

4.2.5 評価と課題

SDGsは日本の持続的な発展と繁栄を実現していく上での原動力であり、消費行動による選択と購買が、その成否を大きく左右するとの認識も広がってきた。他方、2030年まで残すところ5年となった今、以下の四つの課題を提示する。

① 自分たちの消費行動が、日本のSDGsの進捗にどのように反映され、どのような効果を生んでいるのかについて確認する機会が乏しく、今後の活動の機運や熱意を削ぐ可能性は否めない。

② SNS隆盛の現状においては、多様な主体から発信される膨大な量の情報の中で、情報の質や精度、確度を見極めることは困難であり、グリーンウォッシュやSDGsウォッシュとされる事例を判別できる状況にはなく、実態の伴わない主張やトレードオフの隠蔽などを見抜く制度の検討が望まれる。

③ 気候変動、平和、人権など地球規模の課題に対しては、「国や自治体、企業が取り組むもの」で「個人の力では何も変わらない」と思っている消費者も少なくない。「誰一人取り残さない」という約束の遂行には、自治体や事業者、NPO・NGO、教育機関、報道そして消費者が連携・協働して取り組んでいくことが不可欠であることから、パートナーシップの視点でSDGsの各取組の評価と分析を行い、外部環境の変化を取り込んで、改めて戦略や手法等の見直しと改善を行い実践に移す時期にある。

④ 採択直後にはSDGsを主題とした学習会が全国で頻繁に開催されていたが、2021年以降ほとんど設けられていない。消費者は「保護の対象」から「市場において公正かつ持続可能な社会の形成に参画するプレイヤー」になることが期待されており¹⁶⁹、SDGsの考え方に基づいた消費行動によって事業者や社会の変革の後押しができることを、改めて発信する必要がある。

¹⁶⁹ 消費者基本法 <https://laws.e-gov.go.jp/law/343AC10000000078/>

4.3 労働組合

労働組合は、企業活動における特別なステークホルダーであり、SDGs達成に向けて、使用者側への働きかけや他のステークホルダーとの連携等に引き続き積極的に取り組むことが期待されている。目標8(経済成長と雇用)にとどまらず、労働組合は適正な職場環境・労働条件の確保に向けた取組を通じて、目標1(貧困)、目標5(ジェンダー)、目標10(不平等)、目標13(気候変動)、目標16(平和)等の複数の目標の達成への貢献も期待されている。

例えば、連合では、2016年以降、SDGsに関連する諸課題の解決に向けた取組を運動方針に記載し、希望ある未来が次の世代に続いていく「持続可能性」と、互いに認め支え合い、誰一人取り残されることのない「包摂」を基軸とし、労働運動に取り組んでいる。具体的な活動方針や政策には、関連するSDGsの目標が関連付けられている。その意味では、労働運動はSDGsそのものであり、連合はSDGs達成に向けて、政府はもとより、ビジネス・市民社会・公共的な活動を担う民間主体などの様々なステークホルダーと対話し、連携・協力している。

また、目標16(平和)について、連合は毎年、大規模な平和行動を広島・長崎などで実施し、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を訴え続けている。2024年8月には国際労働組合総連合(ITUC)書記長が連合主催の広島・長崎における平和行動に参加し、その様子をITUCのウェブサイトなどでタイムリーに世界へ発信した。くわえて、連合は核兵器保有国の駐日大使館への核兵器廃絶に向けた要請を毎年行っているほか、全国各地において核兵器の被害を伝える写真パネル展を開催している。

市民社会との連携において連合は、2004年に設立した「NGO—労働組合国際協働フォーラム」をNGOと労働組合がそれぞれの特性を活かして国際的な社会課題の解決に取り組む場と位置付け、SDGs達成に向け、組合員と広く一般に向けた啓発活動とNGOとの協力による課題解決の取組を推進している。また、労働組合や市民社会組織から構成された「児童労働ネットワーク(CL-Net)」の運営委員として、毎年6月に児童労働理解促進に向けたキャンペーンを行い、関係省庁、企業、NGOなどによるシンポジウムを開催するなど、啓発活動や政策提言を行っている。

ターゲット8.7「2025年までにあらゆる形態の児童労働の撤廃」は達成困難である上、世界の紛争、難民増加、食糧危機、気候変動の影響等、児童労働を増加させる要因は急増している。日本企業のグローバル経済への影響を鑑みれば、日本も相応の責任を果たす必要がある。CL-Netでは、目標8.7達成へのグローバル枠組みであるAlliance 8.7に日本がパートナーとして参加することや、国連ビジネスと人権指導原則に基づき、「企業のサプライチェーン透明化の法整備」「公共調達法の整備」を含め、児童労働撤廃への取組を進めることなどを提言している。

4.4 協同組合

4.4.1 協同組合とSDGs達成へ向けた取組

国際協同組合同盟(ICA)が1995年に制定した「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」では、協同組合の運営指針とすべき7番目の原則として、

7th Principle : Concern for Community

Co-operative work for the sustainable development of their communities through policies approved by their members.

と定め、地域社会の持続可能な発展のために協同組合が貢献すべきとしている。日本の協同組合グループの多くは同声明を受け入れ、順次同声明を踏まえた綱領的文書を制定してきた。こうした背景から日本の協同組合は2030アジェンダの採択を好意的に受けとめ、2020年までには各協同組合グループがおおむねSDGs取組宣言や取組方針を決定している。

2021年以降は数値目標の設定、個々の協同組合・連合会による取組方針策定、協同組合役職員・組合員の学習活動、並びに、具体的な実践が進展した。日本の成人(18歳以上)の46.5%(JCAの後述調査による)がいずれかの協同組合の組合員であり、組合員の意識・行動の変容は大きな動きを生み出す可能性を秘めている。協同組合に関する全国意識調査2022(JCA)によると、協同組合の組合員のSDGsの17目標に対する関心度は、非組合員よりいずれの目標でも高いとの結果が出ており、協同組合からの働きかけによる効果が一定程度出ているといえることができる。

協同組合によるSDGsへの貢献は、事業を通じた社会課題解決と、剰余・経営資源を活かした寄付・助成などによるが、こうした貢献は一般企業でも見ることができる。協同組合の特性は、組合員による自覚を伴った参画・参加であり、これは一般には企業の顧客・株主には見られない行動である。協同組合によるSDGs等への貢献は、多くの場合、役職員によるイノベーティブなビジネスモデルの構築に加え、組合員による意識的な参画・参加があって実現している。

国連は協同組合を高く評価し、2025年を二度目の国際協同組合年にとすると総会で決議した。同決議は、全ての加盟国等に対し、「協同組合を振興(promote)すべき、SDGs等に対する協同組合の貢献につき認知を高めるべき」と促している。

しかしながら、協同組合の全ての組合員がアクティブなわけではない。協同組合にとって、組合員・役職員による学習や相互の綿密な意思疎通を通じて、事業・活動の充実を期し、もってSDGs等に貢献していくことが常に課題となる。

4.4.2 2021年以降の協同組合による主な実践状況

(1) 学習活動

組合員に対するSDGsを学ぶ機会が無数に提供されてきた。組合員等を対象とした連続講座・学習会が開催され、組合員向け月刊誌においてSDGs関連記事が連載された。また、組合員組織の実践を対象としたSDGsコンテストを実施したケースもある。協同組合の諸活動の源泉は究極的には組合員の理解・参加であり、以下の実践はこれらの学習活動が端緒となった。

(2) 農林水産業分野

JAグループは2024年に「環境調和型農業取組方針」決定し、化学肥料・化学農薬削減、農業生産に伴う温室効果ガス・プラスチック削減を重点とした。具体策として、食品・水産廃棄物等の飼料・肥料への再利用、堆肥入り混合肥料の提供など堆肥の利用拡大、環境負荷軽減実現のための農業者に対するグリーンメニュー(体系的な提案)の提示、緩効性肥料におけるプラスチック被膜殻海洋流出防止方針決定(2030年には同被膜肥料からの脱却を目標)などが実践されている。また、障害者福祉施設と農業生産現場をつなぎ、障害者の就農機会を提供する農福連携も進められている。

漁業経営の基盤である漁場環境保全・整備等に向け、JFグループは海洋環境の変化に対応し、里海づくり、藻場・干潟の保全、資源管理型漁業等を実践している。

森林分野では、森林組合による森林整備とこれを前提としたJークレジットの創出及び販売が行われている。

(3) 金融・共済分野

協同組織金融機関による気候変動対策を目的とした債券等へのESG投資、金融包摂・金融教育が行われている。

自然災害の多発を背景に、550回以上の防災カフェ(楽しく学ぶ場)の提供、地元自治体との包括連携協定締結、防災・減災をテーマとしたイベントを開催などが行われている。

(4) 助成制度

組合員による参加(拠出)等を原資として、子ども貧困対策、学業支援、子ども食堂やNPO法人への助成、被災者支援、ユニセフへの寄付などが多くの協同組合で継続的・日常的に実践されている。

(5) 生協グループの実践

各協同組合グループの中でも最も体系的に環境・サステナビリティ政策を推進しているのは生協グループである。日本生協連は2021年に「生協の2030環境・サステナビリティ政策」を

策定した。いずれも2030年を目標に、CO₂排出量の削減、食品廃棄物の削減、使い捨てプラスチック容器包装の使用量の削減、再生可能エネルギーの発電量、商品カタログに使用する紙使用量の削減について、それぞれ生協グループ全体としての数値目標を示し、毎年度到達点を報告するとともに、外部有識者による評価委員会を設け評価・助言を得て将来のアクションにつなげている。協同組合は全国組織による上意下達はあり得ず、これら実現には組合員の理解も不可欠であり、実践の効果そのものに加え、多数の組合員・役職員が学び、重要性を理解した上で、自ら実践していることに大きな意義がある。

4.4.3 協同組合によるSDGsの進捗に対する評価

日本生協連は、2023年11月にSDGs実施指針改定案に対して、以下のとおり意見を表明している。

- ①気候変動や感染症、頻発する紛争等のなかでSDGsの達成は危ぶまれている。日本政府のリーダーシップの発揮を期待する。
- ②平和無くしてSDGsの達成は困難であり、平和の持続と持続可能な開発の一体的推進が指針全体の基調となるよう、優先順位を上げるべき。
- ③日本は目標5(ジェンダー)、目標10(不平等)に課題があるとされている。日本社会全体で取り組むべき課題として、包摂社会の実現を明記すべき。
- ④気候危機回避に向け、再生可能エネルギーの導入拡大を明記すべき。
- ⑤市民社会・消費者が参画できるよう、SDGs達成に向けた道筋を可視化、分かりやすくすべき。
- ⑥協同組合を始め地域の各ステークホルダーと行政との連携や行政による支援を強化すべき。

C-3 研究教育機関の動向

5.1 研究機関

SDGsの達成に不可欠な科学技術イノベーション(Science, Technology and Innovation: STI)の進展は、多くの研究機関の活躍によって支えられている。科学技術とイノベーション自体がSDGs達成の手段として大きな役割を果たし得ることに加え、地球観測などによる現状把握や目標設定の根拠としての活用、ターゲット相互の関係分析、達成度評価、そしてビヨンドSDGsの議論においても、日本の研究機関の活動とその科学的成果が国内外において貢献することが期待されている。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)や生物多様性

及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)の報告書作成には日本から多くの研究者が貢献しており、また国連の持続可能な開発に関するグローバル・レポート 2023¹⁷⁰⁾にも日本人が執筆者として参画した。

研究機関には、科学的根拠に基づき今後のSTIの飛躍的変革に貢献することが期待されるとともに、先進技術だけではなく、いかに既存技術やローカルな知見を結びつけていくかという、地域マネジメントのイノベーションへの参画も求められている¹⁷¹⁾。なお、イノベーションと変革は目標達成の鍵ではあるが、技術的なものだけを偏重するのではなく、社会的なものを含む、より広範な概念として扱うべきとの点に留意する必要がある。市民や企業、政府等と科学者との間でビジョンや情報を共有することは、科学技術イノベーションがSDGs達成の手段として大きな役割を果たし得ることを認識し、種々の課題や緊急性に対する認識を高めるためにも必要である。また、フューチャー・アース等国際的取組の下、SDGsのさらなる推進やプラネタリーヘルスの実現に向けて、科学者コミュニティが広範なステークホルダーと連携・協働していくことも重要である。

これらの点での進捗に関し、以下の事例を挙げる。

【事例1】日本学術会議の取組

日本学術会議は、2014年10月1日以降に発出された意思の表出や、2020年10月1日以降に実施した学術フォーラムがSDGsにどう関わっているのかをまとめた一覧¹⁷²⁾を公開している。提言文書 285 件を機械学習技術によりベクトル化し、文書を自動分類したところ、提言等がSDGsの各ゴールに対しておおむね均等に配分され、第5期科学技術基本計画記述 100 項目の分類結果との比較においても、日本学術会議の提言文書がより幅広い分野の課題に言及していることを数値的に示した結果もある。さらに、2021年6月には、カーボンニュートラルに関連する審議等を行っている委員会・分科会等の代表者からなる「カーボンニュートラル(ネット・ゼロ)に関する連絡会議」を設置し、審議の結果を広く社会に発信している¹⁷³⁾。

¹⁷⁰⁾ Global Sustainable Development Report2023(GSDR 2023), <https://sdgs.un.org/gsdr/gsdr2023>

¹⁷¹⁾ 国立研究開発法人科学技術振興機構『SDGs達成に向けた科学技術イノベーションの実践』,2021 年, p16。

¹⁷²⁾ 日本学術会議:SDGsから見た学術会議 ―社会と学術の関係を構築する―、SDGsとのかかわり ―日本学術会議の活動:意思の表出等を中心に―。<https://www.scj.go.jp/ja/scj/sdgs/index.html>

¹⁷³⁾ 日本学術会議カーボンニュートラル(ネット・ゼロ)に関する連絡会議構成員、審議内容等一覧(2025 年 4 月 12 日現在)、https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/carbon_n/kousei.html

【事例2】JSTによる産学官共創システムの構築プログラム

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)は、2020年より共創の場形成支援プログラム¹⁷⁴を実施している。このプログラムでは、SDGsに基づく未来のありたい社会像をビジョンとして掲げ、その実現のため、「バックキャストによるイノベーションに資する研究開発」とそれを支える「自立的・持続的な拠点形成が可能な産学官共創システムの構築」をパッケージで推進している。大学等の強みや地域の特色を活かしながら産学官の共創による拠点の形成を推進し、国の成長と地方創生に貢献するとともに、大学等が主導する知識集約型社会への変革を促進しており、2025年1月現在、研究機関を代表機関とする45拠点が進行中である。またJSTは、「STI for SDGsアワード」¹⁷⁵もこれまで6回実施しており、科学技術のSDGs達成へ向けた貢献可能性を提示している。

【事例3】フューチャー・アースの活動と統合報告書

持続可能な社会のための科学の国際ネットワークであるフューチャー・アース¹⁷⁶は、SDGsを達成するためのローカルからグローバルな政策決定が科学的知見に基づいて行われ、政策の効果が地球システムの営みの範囲内に収まるよう助言するために、Earth Commissionと呼ばれる委員会を設置した。日本からも専門家が委員として参画している。また、フューチャー・アースは、毎年、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)の際に、気候科学を始め地球環境の最新の科学的知見を分かりやすく伝える統合政策報告書を発行している。日本国内でも、研究機関が民間企業や学生とともに報告書の翻訳、解説イベントの開催を行い、内容が幅広く周知されるような活動を進めている。

これら事例のように、科学の分野を超えた連携や社会との協働、そして国際的な科学の協力が進められる一方、SDGsの達成やシナジーとトレードオフに対する科学的な評価には、研究機関による一層の参画が求められる。また、SDGsに関する国や地方自治体の政策決定において科学の果たす役割は、審議会等の活動を除けば必ずしも十分ではなく、市民にも十分に認識されていない。さらに、これまでの研究機関のSDGsへの貢献について評価する仕組みも未発達である。SDSNジャパンのような国際的研究教育機関との連携推進も、今後益々必要になるだろう。今後、これらの評価を踏まえた活動の変革が必要である。

¹⁷⁴ <https://www.jst.go.jp/pf/platform/index.html>

¹⁷⁵ <https://www.jst.go.jp/ristex/sdgs-award/>

¹⁷⁶ <https://futureearth.org/>, <https://futureearth.org/initiatives/earth-targets-initiatives/earth-commission/>, <https://futureearth.org/publications/science-insights/>

5.2 教育機関

教育機関については、2021年5月の第2期ESD国内実施計画の策定を受け、2021年5月に持続可能な開発のための教育(ESD)推進の手引及びユネスコスクールガイドブックが改訂された。また、2023年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画では、今後の教育政策に関する基本的な方針として、ESDの推進を掲げている。また、今後5年間の教育政策の目標と基本施策の中でも、ESDの推進拠点として位置付けているユネスコスクールを中心に「持続可能な社会の創り手」を育むこと等を掲げている。

「ESD for 2030」ロードマップに基づき、2023年12月に、文部科学省とUNESCOの共催で「ESD-Net 2030グローバル会合」を東京で開催し、約80か国からESDの取組を実践している教育関係者200名以上が集まった。日本の各学校段階におけるESDの実践例を紹介する特別セッションや日本のユネスコスクールへの訪問等を行い、日本におけるESDの実践を世界に周知する機会となった。

2023年のUNESCO第42回総会において採択された「平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発のための教育に関する勧告」について、ユネスコ憲章に基づき、日本政府は、2024年11月に国会への報告を行った。また、仮訳を作成し、文部科学省ホームページに掲載したほか、教育委員会・高等教育機関等の関係団体に周知を行った。

世界中のESDの実践者にとってより良い取組に挑戦する動機付けと、優れた取組を世界中に広めることを目的に、日本政府の支援により「ユネスコ/日本ESD賞」をUNESCOが実施している。2023年には、日本から推薦した金沢大学が受賞機関の一つに選ばれ、同年11月のUNESCO総会において表彰式が行われた。



金沢大学が表彰される様子(写真:文部科学省)

日本において、ESDの推進拠点と位置付けられているユネスコスクールは、1,000校を超えるまでに増加している。

日本国内のユネスコスクール関係者が一堂に会し、好事例の共有や交流を行うユネスコスクール全国大会を毎年度開催している。2024年度はオンライン配信を併用した形式で開催し、全国から300名を超える教職員やユネスコ活動関係者等が参加した。

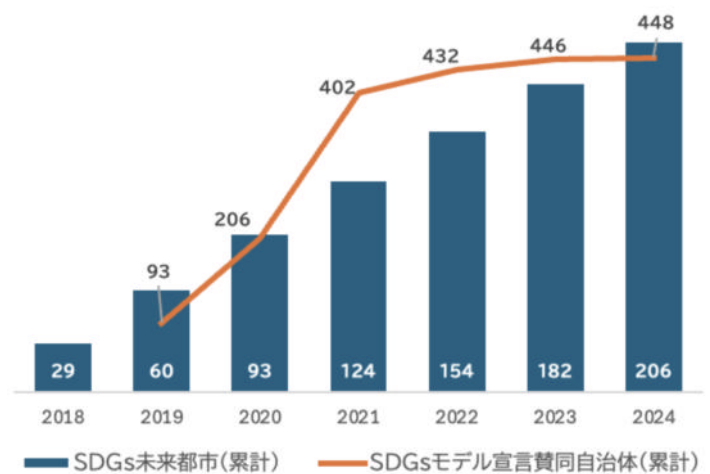


ユネスコ全国大会(写真:文部科学省)

C-4 地方自治体の動向

6.1 地方におけるSDGsの浸透と推進

地方レベルにおいてSDGsの考えが幅広く浸透し、各自治体がそれぞれ抱える課題の解決に向けた取組を行う上で、SDGsが意識化されてきていることは、日本のSDGs実施・推進における大きな特徴の一つである。2023年時点でSDGsに取り組む自治体の割合は2021年の52.1%から2022年の65.6%と着実に増加している¹⁷⁷。2024年までに206の自治体がSDGs未来都市に選定され、2019年1月に発表された「SDGs日本モデル宣言」の賛同自治体は、当初の93から2024年3月時点で、448（都道府県43市区町村405）に増えた¹⁷⁸。地方においては、人口減少や地域経済の縮小等に起因する、複雑に絡み合う課題がある。さらに、都道府県においては、広域的な行政課題解決に向けた取組が求められ、市区町村においては、より住民生活や地域事情を踏まえた上で対応すべき課題を抱えて



SDGs未来都市、SDGsモデル宣言賛同自治体数

資料:SDGs未来都市数は内閣府、SDGsモデル宣言賛同自治体は、賛同自治体資料を基に作成

¹⁷⁷ 内閣府「令和5年度SDGsに関する全国アンケート調査」(2023年11月)

¹⁷⁸ <https://www.pref.kanagawa.jp/documents/55062/5463298.pdf>

おり、その規模によっても、対応すべき課題は様々である。地方自治体は、これらの多様な課題や住民ニーズに対応していくことを通じて、「誰一人取り残さない」社会を構築していく取組が進められている。そうした持続可能な地域社会づくりの過程では、SDGsの概念を意識化し、自らが実施する事業に反映しつつ、より多くの住民にそれを理解してもらう取組が行われている。また、そのためには、地方自治体だけではなく、地域住民を始めとした地域で活動をするステークホルダーと連携し、持続可能な社会を共に創造していくことが重要となる。

6.2 地方自治体におけるSDGs推進体制の構築

地方自治体の施策や事業実施にSDGsを反映し、主流化を図るためには、SDGsの推進体制や制度の構築を進めることが必要である。部局横断的な組織であるSDGs推進本部の設置、SDGs推進に関連する条例や推進指針や計画の策定をする自治体も増えている。2021年以降に、茨城県下妻市、京都府京丹後市、新潟県妙高市、北海道登別市等がSDGsの推進に関連する条例を、沖縄県、山梨県韮崎市、神奈川県藤沢市等が指針・計画を策定している。新潟県佐渡市は、SDGsの地域での具体的なビジョンや取組を進めるために「地域循環共生圏の創造による持続可能な島づくり推進条例」を2023年3月に制定した。さらに、総合計画、総合戦略や予算編成において、SDGsの主流化を図る自治体も増えている。例えば、神奈川県川崎市では、「川崎市総合計画第3期実施計画」(2022年3月策定)において、同計画とSDGsとの対応を明らかにするだけでなく、総合計画に基づく施策や事業の進行管理とSDGs推進管理を一体的に実施することを明記している。また、福島県郡山市では、SDGsの基本理念を踏まえ、バックカスティング思考による予算編成を行っている。

6.3 地方におけるSDGsの浸透と推進に向けたパートナーシップの展開

連携拠点やSDGs登録認証制度の構築等を通じた地域のステークホルダーとの連携に加え、地方自治体の垣根を越えたマルチステークホルダープラットフォームを通じた、広域での取組も進展・深化している。例えば、関西の民間企業、市民社会・NPO／NGO、大学・研究機関、自治体・政府機関等、多様なアクターが参加する「関西SDGsプラットフォーム(KSP)」は、会員数3,100団体以上(2025年2月現在)を擁し、関西地域のSDGsの認知度向上に向けた取組を牽引してきた。特徴的なのは、9つの分科会(関西SDG貢献ビジネスネットワーク、SDGs環境ビジネス、共



写真:KSP:分科会交流会の様子(2024年5月29日 於:大阪大学中之島センター)

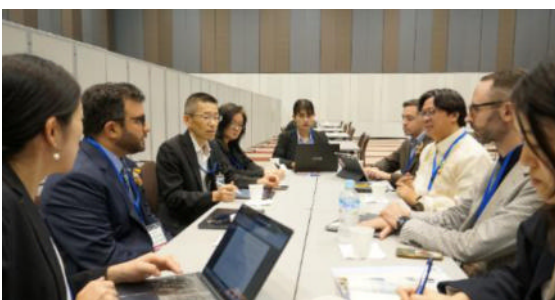
育、食品ロス削減、教育、バリアフリーマップ、大学、ひょうごSDGs Hub、ローカルSDGs・脱炭素)による専門性を活かした独自の活動がある。2024年には、分科会交流会を実施し、分科会間、分科会に属さない会員と交流・情報交換を通じたネットワーク・連携関係の拡大、SDGsの達成に向けた新たなアイデアや取組の醸成に繋がっている。このような地域プラットフォームが、中部圏や九州圏でも構築されている。また、能登SDGsラボ(石川県珠洲市)、ヨコハマSDGsデザインセンター(神奈川県横浜市)、西粟倉むらまると研究所(岡山県西粟倉村)など、自治体、企業、市民団体などの多様なステークホルダーとのパートナーシップを醸成・強化し、地域課題解決に向けた連携・事業を調整・支援・実施等を行う中間支援機能を持つ団体も地方におけるSDGs達成に向けた取組を進める上で重要な役割を果たしている。

6.4 自発的ローカルレビュー(VLR)

SDGsの進捗状況をフォローアップ・レビューし、更なる実施強化を図っていくことは、SDGs推進において重要な要素である。このフォローアップとレビュー、公開の方法の一つとして、世界的な広がりを見せているのが自発的ローカルレビュー(VLR)である。2018年の国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)で北海道下川町、富山県富山市、福岡県北九州市がニューヨーク市とともにVLRを発表し、国際的なVLRの広がり の起点となった。その後、2019年に静岡県浜松市、2021年に東京都、神奈川県横浜市、2022年に国際連合地域開発センター(UNC RD)と共同で愛知県豊田市、2023年に東京都、2024年には新潟県佐渡市がVLRを実施し、HLPF等を通じて国際的な発信も行なっている。

中でも、2021年と2023年に東京都が作成したVLRは、総合計画と内容をリンクさせながら、現状のレビューだけでなく、将来の目指すビジョンやその達成に向けた施策をまとめた「未来志向」の構成にしている。2024年には世界の自治体で唯一、HLPFでサイドイベントを主催し、SDGsの認知度を向上させる取組を議論するとともに、VLRを国際的に発信した。

また、神奈川県横浜市は、VLR実施の経験に基づき、シティネットや(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)等と連携して、海外からの視察研修やESCAP等が主催する「持続可能な都市開発のためのアジア太平洋首長アカデミー」等で知見を共有するとともに、フィリピン・サンタローザ市、バギオ市、サンフェルナンド市のVLR実施支援など国際的なSDGs推進に貢献している。



サンタローザ市VLRに関する協議
資料)神奈川県横浜市

SDGs未来都市を始めとする政府の後押しもあり、日本では地方自治体による取組、地域のステークホルダー、特に企業との連携などが世界的に見ても進んでいる。この点で、国と地方が一体となった取組が更に求められる。一方で、SDGsを政策や事業と紐付けるだけにとどまらず、取組を更に深化させていくことが求められる。特に、SDGsの理念に基づく異なる政策分野間のシナジー強化による効率的・効果的な施策展開、企業、市民団体や個々の住民など様々なステークホルダーとの連携と協働を一層深める仕組みづくり等が地域の自律的で持続可能な発展に重要となる。その上で課題となっているのが部局間の調整機能強化や職員のSDGsの理解向上、地域課題を適切に把握するための具体的な指標に基づいたフォローアップ体制の推進である。この点で、自治体の取組を主対象とするVLRを一步前進させ、ステークホルダーとの連携による、企業向けの統合報告書の考え方を取り入れた自治体版統合報告と発展させ、地方創生・持続可能な地域づくりのツールとして強化することを検討していくことも必要であろう。

日本に蓄積された多様で豊富な地方の取組事例を、国内だけではなく、海外にも展開していくことで、SDGsの達成に貢献していくことも重要である。特に、日本の自治体がいち早く取り組んだVLRや未来都市のノウハウを通じた国際的な協力・連携は、連携先のSDGsの取組の強化につながるだけでなく、相互学習による日本の地方自治体の能力強化、地域のステークホルダーを巻き込むことによる理解の深まりなどの副次的な効果も期待できる。

C-5 議会

2030 アジェンダにおいても、効果的な実施と説明責任の観点から議会が不可欠な役割を果たすとの認識が示されているとおり、国会及び地方議会は、国内において「誰一人取り残さない」社会を実現するため、広く日本全国から国民一人一人の声を拾い上げ、国や地方自治体の政策に反映させることが期待されている。さらに、行政機関、市民社会、国際機関等と連携し、国や地域が直面する経済・社会課題を解決するための具体的な政策オプションを提案することが期待されている。

2017年4月に発足した自民党のSDGs外交議員連盟は、2023年実施指針の改定に当たって、意見交換を行い、戦争などによって世界におけるSDGs達成に及ぼす影響や平和が全ての基盤である点を明記する等指摘を行った。

2016年1月に発足した公明党のSDGs推進委員会は、2020年12月に「公明党SDGs推進本部」へと格上げされ、地方議員とも連携して、国、自治体の取組強化を推進してきた。同党は、2023年実施指針改定に向けて、2023年10月の臨時国会における衆議院本会議でSDGs推進本部長である総理大臣に対し取組について質問を行い、同年11月、「SDGs市民社会ネットワーク」等と意見交換を行うなど活発に議論を行った。そして同年12月に「SDGs実施指

針改定にむけた提言」を外務大臣に手交し、SDGs達成に向け日本政府として国際社会をリードし、国内外の取組を抜本的に加速すべきと訴えた。

国際人口問題議員懇談会(JPPF¹⁷⁹)は、1974年に設立された非常に長い歴史を持つ超党派議連である。JPPFの活動の主な目的は、人口問題に関する国際的な理解を深め、各国の政策に対して具体的な提言を行うことにより、持続可能な開発の実現に貢献することである。JPPFは人口問題が貧困、教育、保健、女性のエンパワーメント、環境などの分野と密接に関連していることを強調し、これらの課題を解決するための国際協力を促進してきた。特筆すべきは、JPPFは「持続可能な開発」という考え方にも大きな役割を果たしたことにある。SDGsの基となる「持続可能な開発」の概念の形成が行われた「環境と開発に関する世界委員会」(WCED¹⁸⁰)の設立は、当時JPPFの国会議員が日本政府を通じて提案し、日本の拠出により設置されたものである。また、JPPFは世界各国の国会議員、アジア、アフリカ、中東地域の議員ネットワーク、専門家、国際機関、市民社会との連携を通じて、人口問題の重要性を訴え、相互の経験を共有し、関連立法や政策形成に向けて議論するなど、課題解決のための具体的な行動を動機づけている。一例を挙げると、エジプトでは、国家女性評議会に関する法律、障害者権利法、全国母子評議会に関する法律、高齢者権利法など一連の法律が成立し、2023年からは各地域が抱える若者の教育や女性に関する問題の啓発と解決に取り組むために、人口・開発問題に関するテレビ番組が制作された。

また、超党派国会議員が、経済界、学会などと共に実行委員となっている地球環境行動会議(GEA)¹⁸¹は、2030年アジェンダの採択に向けて、国際世論を喚起すべく、2013年にSDGsを取り上げ、「リオ+20からの出発:持続可能な未来に向かって～経済のグリーン化による経済再生と国際社会への貢献～」をテーマに開催した。2030アジェンダの採択以降、SDGs達成に向けた地球環境課題に関するテーマについて隔年で国際会議を開催している。2022年は持続可能な社会に向けた挑戦と可能性～気候変動、エネルギー、食料の安全保障～をテーマとして開催した。2024年は脱炭素とSDGsを同時に実現する施策の推進～気候変動、生物多様性の損失及び汚染の3つの危機克服を目指して～をテーマに開催し、国会議員、経済界、有識者によって地球環境課題への対処について活発な議論が行われた。

¹⁷⁹ JPPF: Japan Parliamentarians Federation for Population

¹⁸⁰ WCED: World Commission on Environment and Development

¹⁸¹ 1991年に地球環境問題の解決と持続可能な開発に貢献することを目的としたNGOとして、国際会議「地球環境賢人会議」(1992年4月開催)事務局として発足、1995年に「地球環境行動会議」に組織名変更。

(4)おわりに

日本におけるSDGsの進捗は、認知の普及、ビジネスにおける事例創出、地域におけるSDGsの浸透と推進、協同組合を活用した行動変容などの面において、特に進展がみられる。これらの分野においては、SDGsがなかったであろう場合を想定した状態との比較を考えても、制度面、行動変容、認識等の面で進展があったと考えられる。

他方で、ジェンダー平等やユースの取組については、多くの活動がみられるものの、それらが「変革」を呼び起こすまでにはっていないこと、外国人や障害者など取り残されがちな人々への施策が不十分であること、気候変動やエネルギー対策と貧困対策とのシナジー創出や貧困と雇用とジェンダーといった、タテ割りを越えた連携等において課題が残ることが明らかとなった。SDGs推進へ向けた基本法を始めとする法制化や、目標全体を通じた横断的政策展開及び予算措置等に課題が残されていることがその原因として考えられる。SDGsは国際目標であると同時に、国内政策の重要課題でもあるという認識を高めていく必要がある。

日本では、成長の在り方を問うウェルビーイング論議や、世界に先んじて起こる少子高齢化社会に関連する課題解決に関する論議も盛んになりつつある。デジタル空間の在り方や宇宙空間の平和利用についての議論の重要性も増している。ビヨンドSDGsの時代には、こうした課題も含めてあるべき社会の姿を描く必要が出てくるだろう。これまでの実施における効果的な点やそうでない点を振り返りながら、課題解決へ向けた目標の在り方や実施の方法、ギャップを埋めるための方策等を明らかにし、官民一体となり、また17目標を一体として扱うSDGsの総合的推進が求められる。